

# 横浜市における大規模小売店舗に係る 手続の手引（第17版）



令和6年10月（一部改正）  
横浜市経済局商業振興課

この手引は、横浜市内において大規模小売店舗を設置したり、または大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる、**大規模小売店舗立地法**（大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則などを含みます。）及び**横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱**に基づく手続についてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う際には、この手引を御参照いただくとともに、手続が円滑に行われるためにも、お早めに経済局窓口まで御相談ください。

あわせて、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく書類作成にあたっては、「書類作成における留意事項」と「作成見本」をご確認ください。

大規模小売店舗立地法は都道府県・政令指定都市がその運用にあたりますが、各自治体により手続の細目が異なります。横浜市以外に立地する大型店の手続を行う際には、あらかじめ当該出店地において大規模小売店舗立地法を所管している都道府県・政令指定都市に御相談ください。

大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせは

**横浜市経済局商業振興課**

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎31階  
tel. 045-671-3488 / fax. 045-664-9533

**横浜市経済局(大規模小売店舗立地法関連)ホームページ**

(届出案件の手続状況も掲載しています。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/>

# 目次

第1章	大規模小売店舗立地法について	1
1-1	大規模小売店舗立地法の対象となる店舗	1
1-2	大規模小売店舗立地法の届出を行う者	4
1-3	大規模小売店舗立地法における「届出項目」と「添付書類」	5
1-4	指針と本市運用要綱	6
1-5	大型店計画内容別の必要届出一覧	7
1-6	各手続に伴う提出書類及び提出部数について	10
1-7	市境店舗（市境付近の店舗）について	11
第2章	届出事項等に関する留意点について	12
	＜大規模小売店舗の施設の配置に関する事項＞	
2-1	駐車場の位置及び収容台数	12
2-2	駐輪場の位置及び収容台数	15
2-3	荷さばき施設の位置及び面積	16
2-4	廃棄物等保管施設の位置及び容量	16
	＜大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項＞	
2-5	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	17
2-6	来客が駐車場を利用することができる時間帯	17
2-7	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	17
	＜法に基づく添付資料に関する事項＞	
2-8	来退店経路の設定及び開店後の交通量予測	17
2-9	騒音予測	17
2-10	防災対策への協力、街並みづくりへの配慮等	18
2-11	その他（届出事項以外で、店舗の計画・運営上配慮が必要な事項）	18
第3章	法第5条第1項の手続を行うとき	19
3-1	事前の手続について	20
3-2	新設の届出について	20
第4章	法第6条第2項の手続を行うとき	21
4-1	届出が必要となる変更について	22
4-2	事前の手続について	23
4-3	変更の届出について	24
4-4	「軽微な変更」について	24
第5章	法附則第5条第1項の手続を行うとき	26
5-1	法施行時に既に開店している大型店について	27
5-2	事前の手続について	28
5-3	変更の届出について	29
5-4	「軽微な変更」について	29

第6章	その他の手続を行うとき	31
6-1	法第6条第1項の手続について	31
6-2	法第6条第5項の手続について	31
6-3	法第11条第3項の手続について	31
6-4	「届出を要さない変更」の報告の手続について	32
第7章	届出後の手続について	33
7-1	説明会の開催について	33
7-2	「説明会を掲示により行う場合」について	35
7-3	横浜市が行う公告・届出書等の縦覧・意見書の受付	37
7-4	意見書に対する見解書	37
7-5	横浜市の意見／意見を有しない旨の通知	38
7-6	変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知	38
7-7	横浜市の勧告／勧告を行わない旨の通知	39
7-8	変更の届出／添付書類変更の届出	40
7-9	公表／公表を行わない旨の通知	40
7-10	開店日等の報告	41
7-11	法手続終了後の店舗窓口担当者の選任	41
第8章	地域貢献に関する事項について	42
第9章	関係資料集	49
9-1	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	49

# 手引の御使用にあたって

## 1 略称について

この手引で用いる略称は次のとおりです。

法 …大規模小売店舗立地法  
施行令 …大規模小売店舗立地法施行令  
施行規則…大規模小売店舗立地法施行規則  
指針 …大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針  
要綱 …横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱  
市基準 …横浜市大規模小売店舗立地法運用基準  
大店法 …大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 ※平成12年6月1日廃止  
大型店 …大規模小売店舗立地法でいう「大規模小売店舗」  
出店概要書 …要綱第4条第1項に基づく大規模小売店舗出店概要書  
事前説明書 …要綱第4条第2項に基づく大規模小売店舗出店計画事前説明書  
説明書 …要綱第4条第3項に基づく大規模小売店舗出店計画説明書

## 2 参照箇所について

- 法や施行規則、要綱などの条文参照箇所は[ ]内に示します。

## 3 関係法令について

- 関係法令については、以下のホームページ等をご参照ください。

【関係法令など】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/gaiyo/20140214132441.html>

## 4 届出書記載例について

- 各届出書の記載例をホームページに掲載しています。

届出書作成にあっては、記載例をご確認ください。

【届出等様式・記載例・留意事項など】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/tebiki/20130530110012.html>

# 第1章 大規模小売店舗立地法について

## 1-1 大規模小売店舗立地法の対象となる店舗

法の対象となる店舗は、一の建物であって、その建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が 1,000㎡を超える店舗です。[法2][法3][施行令1][施行令2]

### 1 一の建物

「一の建物」とは、施行令で次のとおり定められています。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- ・ただし、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンター（SC）があるような場合には、駅建物を通じて両端のSCは屋根、柱又は壁を共通にする「一の建物」になっていますが、実質的にみて、二つのSCが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、各々が「一の建物」となります。
  - ・道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合や、その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとします。
    - ア 買物客以外の通行人が相当数を占め
    - イ 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物  
別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合は、一の建物となります。（実質的に、二つの建物が全体としてワンストップショッピングの場を形成しているため）。
- ※専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについて、「専用通路か否か」は、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決定します。
- ※地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解釈します。
- ア 「地上の建物」の下にある「地下部分」は一体として扱う。
  - イ 上記アの地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物としますが建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、「一の建物」とします。
- (3) 「一の建物（上記（1）（2）を含みます。）」とその「附属建物」をあわせたもの  
（1）（2）の場合も含めて、「一の建物」に「附属建物」があるときには、これも併せたものをもって「一の建物」とします。
- 「附属建物」とは、同一敷地又はこれに近接する敷地内にある他の建物との間に、営業主体、建物の構造、商品構成、顧客の通路等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられている場所にあることや、所有、管理の主体が同一人であるかを問いません。

### 2 店舗面積

小売業を行うための店舗の用に供される店舗の床面積を指します。

#### 「小売業」

標準産業分類上「飲食店業」を含みませんが、「物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものです。）」については、小売業と密接・不可分の関係にあるため、対象に含みます。

#### 「小売業を行う」

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協・農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

- (1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはなりませんが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当します。
- (2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものとみなします。
- (3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業にお

ける物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は小売業を行っていることとはなりません。

#### 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

また、通常店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合は、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

#### 「床面積」

建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第二条第一項第三号）。

※なお、店舗面積の範囲については、次のように解釈します。

#### ○店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
①売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含まれます。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなします。
②ショーウィンド	ショーウィンドは店舗面積に含まれます。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まれません。
③ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含まれます。
④サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含まれます。
⑤物品の加工修理場のうち顧客から引受（渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含みます。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含まれます。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含まれます。

#### ○店舗面積に含まない部分

部分名	定義
①階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積には含まれません。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積には含まれません。</u>
②エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含みます。）部分をいい、店舗面積には含まれません。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分には含まれません。</u>
③エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積には含まれません。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積には含まれません。</u>
④売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まれません。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積には含まれません。</u>

⑥文化催場 *注1	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑥休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑦公衆電話室	公衆電話室として <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑧便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、 <u>店舗面積には含みません。</u>
⑨外商事務室	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所で、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑩事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設で、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑪食堂等	食堂、喫茶室等をいい、 <u>店舗面積に含みません。</u>
⑫塔屋 *注2	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、 <u>店舗面積には含みません。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱います。</u>
⑬屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、 <u>店舗面積には含みません。ただし、物品販売を行う部分は売場として取り扱います。</u>
⑭はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい <u>店舗面積には含みません。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱います。</u>

(注) 1 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとします。

2 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められていますが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとします。また、上記の建築面積とは、上記施行令第二項第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除きます。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出したものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとします。

※建物の各階の床面について、壁・その他の区画（防火シャッター等）で区切り、各区画について「物販のための商品陳列を行う区画」「物販のための商品陳列を行わない区画」に振り分け、「商品陳列を行う区画」とした区画の壁心面積の合計に軒下部分・屋上等（延床面積に算入されない部分）において物販のための商品陳列を行う部分（自動販売機等を含む）を加えた面積がおおよそその「店舗面積」となります。

### 3 店舗面積が1,000㎡以下の小売店舗について

「店舗面積」が1,000㎡以下の小売店舗については、法に基づく届出・手続なしに営業を行うことができます。判断が難しい場合は、店舗面積の確認を行いますので、図面（求積図を含みます。）を用意の上、経済局窓口までご相談ください。

建物内の「店舗面積の合計」を増加させるとき、増加後の店舗面積が1,000㎡以下の場合には手続き不要ですが、増加後の店舗面積が1,000㎡を超えるときは、法に基づく「大型店の新設」の届出・手続が必要となります。なお、大店法の届出に基づき開店した小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）であっても、増加後の店舗面積が1,000㎡を超える場合には、「大型店の新設」扱いになります。

## 1-2 大規模小売店舗立地法の届出を行う者

法では、大型店の「設置者」がすべての届出義務を負っています。ここでいう「設置者」とは、当該建物の所有者をいい、賃借権・使用借権を有する者等は含まれません。また、法人の場合は、その代表権を有する者の氏名としており、代表権のない取締役等は建物設置者である法人の代表者にはなれないので注意してください。

### 1 手続業務を委託する場合

コンサルタント等設置者から手続業務を受託した者は、必ず店舗設置者の了解を得てから手続を始めてください。技術的な相談や書類の形式要件確認などを除き、手続業務を受託した者は、特に説明書等に新たな対策を盛り込む場合に、必ず店舗設置者・小売業者に記載内容の確認を行ってください。次のようなトラブルの原因となります。

＜トラブル例＞

- ・店舗設置者・小売業者の意図と異なる内容で協議が進められた
- ・店舗設置者・小売業者が承知していない対応策が届出に盛り込まれた
- ・届出後説明会の準備を怠り、届出の取り下げを余儀なくされた 等

### 2 建物が「区分所有」されている場合

建物が区分所有されている場合であっても、当該建物の店舗面積が1,000㎡を超えるときは、各区分所有者が「大型店の設置者」としてそれぞれ届出を行うこととされています。この場合において、自分の所有に係る建物の部分に店舗がある者は、新設のときに自分の所有に係る建物の部分に増築等の工事を行わなくても「大型店の設置者」に含まれ、届出をしなければなりません。ただし、区分所有者の中に、自分の所有に係る建物の部分に「小売店舗」がない者（マンション部分の所有者など）は「大型店の設置者」には含まれず、届出の必要はありません。また、各区分所有者は、それぞれ届出をしなければなりません。各区分所有者の全員、または一部が共同して届出を行うこともできます。

「小売店舗」部分を所有していない区分所有者が、自分の所有に係る建物の部分を小売業者に新たに賃貸する場合、法第6条第1項の規定による「建物設置者の変更の届出」が必要となります。

### 3 土地を借地する場合

店舗及び附属施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設）を借地にて確保する場合、土地所有者の都合による賃貸借契約の解除であっても、届出手続が必要となります。なお、届出後8か月は変更を行うことができません。＜8か月制限＞土地の賃貸借契約を締結する前に、土地所有者に対して大規模小売店舗立地法の対象となること、契約解除の場合も＜8か月制限＞の対象になることを通知するとともに、賃貸借契約において、次のような書面による担保について、検討してください。

- ・契約書に大規模小売店舗立地法の変更制限に係る特約事項を盛り込む
- ・契約解除に伴う大規模小売店舗立地法の変更制限に係る覚書を締結する

## 1-3 大規模小売店舗立地法における「届出項目」と「添付書類」

### 1 届出項目

法では、大型店の設置者が、次の事項について届出を行うこととされています。 [法5-1][施行規則3]

大規模小売店舗の名称・所在地  
大規模小売店舗を設置する者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名（法人の場合）  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名（法人の場合）  
大規模小売店舗の新設をする日  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
    駐車場の位置・収容台数  
    駐輪場の位置・収容台数  
    荷さばき施設の位置・面積  
    廃棄物等の保管施設の位置・容量  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
    大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻  
    来客が駐車場を利用することができる時間帯  
    駐車場の自動車の出入口の数・位置  
    荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

### 2 添付書類

法に基づく届出を行う際、届出書に次の書類を添付することとされています。 [法5-2][施行規則4]

横浜市では、法及び施行規則に基づく「添付書類」の一部に、関係機関との協議を終えた「計画説明書」を用いることができます。

- 1 法人にあってはその登記簿の謄本（ただし個人の場合は住民票）
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

## 1-4 指針と本市運用要綱

法において、大型店の設置者は、「指針」を踏まえて周辺の生活環境の保持に配慮するものとされています。

しかし、横浜市は、大型店には指針を踏まえて必要な配慮を行うとともに、大型店自らが地域社会における重要な一員であるということを感じ、市内で大型店を設置・運営するにあたり、横浜市の地域特性や出店（予定）地の実情を踏まえたより適切な配慮を行い、積極的に地域づくり・街づくりに貢献していく責務があるものと考えています。

このため、横浜市は、市内における大型店の立地に関し、より出店地の実情に配慮した出店を行い、地域と大型店との調和を図るために、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」を制定し、指針を補う基準として「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）」及び必要な事務手続等を定めています。

主な手続として、届出前に出店概要書や事前説明書の作成・提出、関係機関との協議、意見書[法8-2]に対する見解書の作成・提出などです。なお事前説明書の作成にあたっては、本手引きのほか「作成見本」と「留意事項」をホームページからダウンロードして、ご確認ください。

[要綱3]

### 指針と市基準の対応表

市基準の記載項目が、指針に掲げられている配慮項目のどこに対応しているかを示したものです。

横浜市の意見[法8-4]や横浜市の勧告[法9-1]は、指針とともに市基準を踏まえてその有無を判断します。大型店の設置者は指針及び市基準を踏まえた十分な配慮を行うことが求められます。

[要綱 18-1][要綱 22-1]

#### 二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

##### 1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

指針の記載項目	市基準の記載項目
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項	
① 駐車場の必要台数の確保	1 駐車場の必要台数及び位置
② 駐車場の位置及び構造等	
③ 駐輪場の確保等	2 駐輪場の配置及び運営に関する事項
④ 自動二輪車の駐車場の確保	
⑤ 荷さばき施設の整備等	
⑥ 経路の設定等	
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 2) 廃棄物減量化及び資源化に関する事項
(4) 防災対策への協力	5 防災対策への協力

##### 2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

指針の記載項目	市基準の記載項目
(1) 騒音の発生に係る事項	
① 騒音問題に対応するための対応策について	
② 騒音の予測・評価について	
(2) 廃棄物に係る事項等	
① 廃棄物等の保管について	4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 (1) 廃棄物等の保管に関する事項
② 廃棄物等の処理について	
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について	
(3) 街並みづくり等への配慮等	6 街並みづくり等への配慮

## 1-5 大型店計画内容別の必要届出一覧

大型店に係る計画内容別に、必要となる届出の種類及び届出時期の目安を示しています。計画立案の際の参考としてご利用ください。

なお、変更の内容により、計画内容から派生する変更による届出が必要となる場合もありますので、詳しくは経済局窓口にお問い合わせください。

### 1 届出の種類と「届出時期」の目安

表記	届出の種類	届出時期の目安
法5-1	新設の届出	「新設する日（開店日）」の8か月前まで
法6-1	大型店設置者/小売業者等の変更届出	変更後遅滞なく
法6-2	店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の8か月前まで
◆法6-2	施設運営方法等の変更届出	あらかじめ
法6-5	廃止の届出	あらかじめ
法11-3	承継の届出	承継後遅滞なく
法附5	大店法で開店した店舗（既存店）の店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の8か月前まで
◆法附5	大店法で開店した店舗（既存店）の施設運営方法等の変更届出	あらかじめ
要綱9	届出を要しない変更の「報告」	あらかじめ

### 2 大型店の新設

大型店の新設をしようとするとき	法5-1
既存建物の用途変更等により店舗面積の合計が1,000㎡を超える物販店とするとき	

### 3 届出事項の変更

ここから先は、次の2種類の大型店において取扱いが異なります。

- (1)大規模小売店舗立地法の届出（新設・附則第5条の届出）を行った大型店  
 (2)大規模小売店舗立地法の届出を行ったことのない大型店（既存店）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既存店(上記(2))における「変更前」の状態の判断について</p> <p>※平成12年6月1日以前に開店している大型店は、 「平成12年6月1日時点の状態から変更となるかどうか」</p> <p>※平成12年6月1日～平成13年1月31日の間に開店した大型店は、 「開店時の状態から変更となるかどうか」</p> <p style="text-align: right;">で判断します。</p> </div>	↓	↓
	(1)	(2)
<b>&lt;大型店の名称の変更&gt;</b> 名称を変更したとき	法6-1	-

#### <大型店の所在地の変更>

番地変更等により変更となったとき（店舗を移転しない場合）	法6-1	-
既存店について廃止の届出（法6-5）をした後、移転により変更となったとき	法5-1	法5-1

#### <大型店設置者の名称の変更>

商号を変更したとき（法人の場合）	法6-1	-
結婚等により姓を変更したとき（個人の場合）		
建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法11-3	
会社合併・分割により商号を変更したとき		
相続等により所有者を変更したとき（個人の場合）		

<大型店設置者の住所の変更>

	(1)	(2)
住所を変更したとき	法6-1	—
建物の売買・譲渡等による所有者の変更に伴い住所を変更したとき	法11-3	
会社合併・分割に伴い住所を変更したとき		
相続等による所有者の変更に伴い住所を変更したとき		

<小売業者の名称・住所の変更>

テナント入れ替えにより小売業者が変更となったとき	法6-1	—
一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき (ただし、途中物販以外のテナントが入店していないことが条件となります。)		
核テナントの店舗の一部を削り中小テナントを入れたとき		
中小テナント撤退後の売場を核テナントが売場として使用するとき		
小売業者の「名称(商号等)」が変わったとき		
小売業者の「住所(本社の住所)」が変わったとき	法6-1 法6-2	法附5
現在大型店で、非物販テナントが入居していた部分に物販テナントが入居するとき (→<店舗面積の合計の増加>参照)		

<大型店設置者・小売業者の代表者氏名(法人)の変更>

代表者が代わったとき	法6-1	—
------------	------	---

<大型店を新設する日の変更>

新設する日を「繰り上げる」とき(市が「意見なし」とした場合の繰り上げを除きます。)	法6-2	—
市が「意見なし」としたのち、新設する日を「繰り上げる」とき	—	—
新設する日を「繰り下げる」とき		

<店舗面積の合計の増加>

現在の届出面積が 10,000㎡以下で	増加後の店舗面積が[届出面積の1.1倍]を超えるとき	※法6-2	※法附5
	増加後の店舗面積が[届出面積の1.1倍]以内のとき	要綱9	
現在の届出面積が 10,000㎡超で	増加後の店舗面積が[届出面積+1,000㎡]を超えるとき	※法6-2	
	増加後の店舗面積が[届出面積+1,000㎡]以下のとき	要綱9	

※店舗面積の増加部分に新たなテナントが入居する場合、テナント変更については法6-1届出が必要です。

<店舗面積の合計の減少>

減少後の店舗面積が1,000㎡を超えているとき	要綱9	法附5
減少後の店舗面積が1,000㎡以下となるとき	法6-5	法6-5

※テナント退去により店舗面積の合計が減少する場合、テナント変更については法6-1届出が必要です。

<駐車場・駐輪場の収容台数の変更>

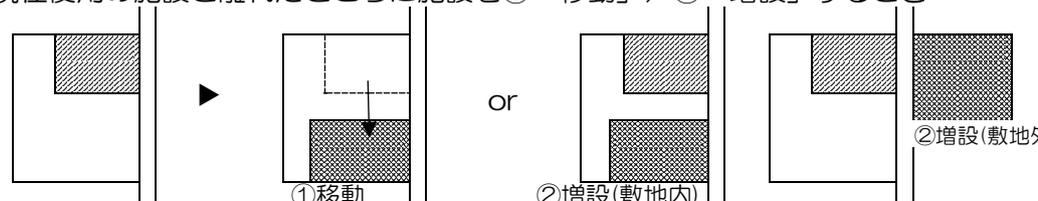
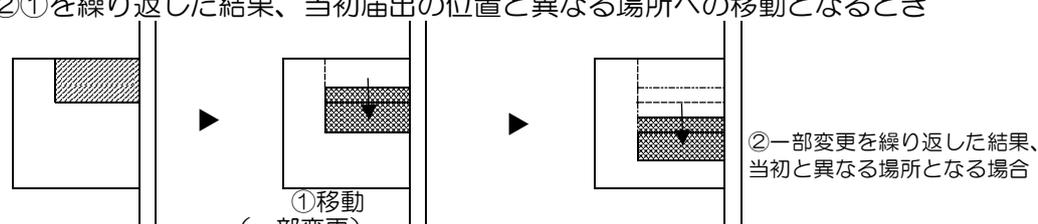
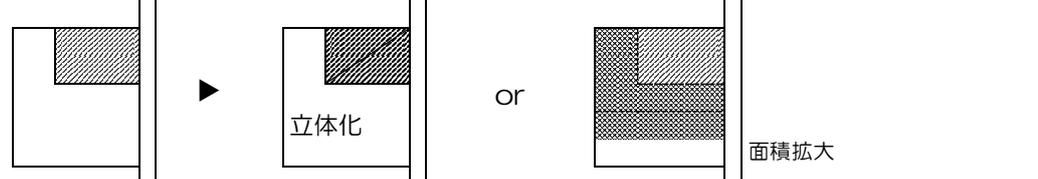
現在使用している駐車(輪)場を「拡張」することにより収容台数を増やすとき 平面駐車(輪)場→立体駐車(輪)場/届出の駐車(輪)場の敷地を広げて増設する 等	要綱9	法附5
現在使用している駐車(輪)場と離れたところに駐車(輪)場を「増設」するとき	法6-2	
収容台数を減らすとき		
収容台数はそのまま、当該駐車(輪)場を共用する飲食その他施設をオープンさせるとき(結果として小売店用の駐車(輪)台数が減少するとき)		
隔地駐車(輪)場を廃止するとき		
借り上げ駐車(輪)場の借り上げ契約を解除するとき/契約解除を通告されたとき		
駐車(輪)サービス券の契約を解除するとき/契約解除を通告されたとき		

<荷さばき施設・廃棄物等保管施設の面積(容積)の変更>

現在使用の施設の「拡張」により増設するとき	要綱9	法附5
現在使用の施設と離れたところに施設を「増設」するとき	法6-2	
現在使用の施設の面積(容積)を減少させるとき		

< 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設の位置の変更 >

(1) (2)

<p>現在使用の施設と離れたところに施設を①「移動」/②「増設」するとき</p>  <p>①移動 or ②増設(敷地外)</p>	<p>法6-2 (位置の変更に該当)</p>	<p>法附5 (位置の変更に該当)</p>
<p>①現在使用の施設の位置を「すらす(届出の位置と重なる位置への移動)」とき ②①を繰り返した結果、当初届出の位置と異なる場所への移動となるとき</p>  <p>①移動 (一部変更) ②一部変更を繰り返した結果、当初と異なる場所となる場合</p>	<p>① — (位置変更に該当しない)</p> <p>② 法6-2 (位置の変更に該当)</p>	<p>① — (位置変更に該当しない)</p> <p>② 法附5 (位置の変更に該当)</p>
<p>現在使用の施設の立体化・面積拡大により「拡張」するとき</p>  <p>立体化 or 面積拡大</p>	<p>要綱9 (位置の変更に該当しない)</p>	<p>台数増加について 法附5</p>

< 開店時刻、閉店時刻の変更 >

<p>開店時刻を繰り上げるとき</p>	<p>◆法6-2</p>	
<p>開店時刻を繰り下げるとき</p>	<p>—</p>	
<p>閉店時刻を繰り上げるとき</p>	<p>—</p>	<p>◆法附5</p>
<p>閉店時刻を繰り下げるとき</p>	<p>◆法6-2</p>	

< 来客が駐車場を利用することのできる時間帯の変更 >

<p>駐車場の営業時間を変更するとき ※営業時間を変更せずに駐車場の営業時間を変更する場合でも、来店客の車両が出入庫可能な(駐車場ゲートシステム等による制限を受けない)時間帯が変更する場合は該当します。</p>	<p>◆法6-2</p>	<p>◆法附5</p>
---	--------------	-------------

< 駐車場出入口の数・位置の変更 >

<p>駐車場の出入口の数を増やすとき・減らすとき/出入口の位置を変更するとき</p>	<p>◆法6-2</p>	<p>◆法附5</p>
--	--------------	-------------

< 荷さばき可能時間帯の変更 >

<p>荷さばき施設の稼働時間帯を変更するとき</p>	<p>◆法6-2</p>	<p>◆法附5</p>
----------------------------	--------------	-------------

< 一時的な変更 > ※店舗側の都合による「一時的な変更」は含まれません。

<p>事故、災害、地域行事、道路工事等に伴い一時的に変更を行うとき ※既存店の「一時的な変更」については、経済局窓口に御相談ください。</p>	<p>要綱9</p>	<p>※法附5</p>
---	------------	-------------

< 大型店の廃止 >

<p>大規模小売店舗を廃止するとき</p>	<p>法6-5</p>
-----------------------	-------------

## 1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について

法5条1項（新設）、法6条2項（変更）、附則5条1項（既存店の最初の変更）に伴う必要書類及び提出部数は、次のとおりです。なお、市境店舗（次頁参照）に該当する場合は、店舗敷地境界から1 kmの

	提出書類	法5条1項	法6条2項 附則5条1項
出店概要書	①出店概要書 ②図面（広域見取図、周辺見取図、建物配置図、案内経路図）	2部	1部 ※1、2
事前説明書	①事前説明書 ②交通資料・騒音資料・図面	4部	3部 ※1、2
届出書	①届出書 ②届出書添付図面 ※3 ③法人登記簿（住民票）※4 ④添付書類※5 ⑤上記①②④の電子データ	①～④9部 ⑤1部	4部 ※1、2
<p>○注意事項</p> <p>※1 変更前と変更後の図面を添付します。</p> <p>※2 駐車場等車両の流れが変わる変更及び深夜時間帯（午後11時～午前6時）への変更の場合、県警本部交通規制課への送付分1部を加えた部数。</p> <p>※3 ④添付書類に同じ図面が添付されている場合は不要です。</p> <p>※4 届出者が個人の場合、原則として住民票の写し（コピー可）を添付します。届出者が法人の場合、届出書に法人登記簿を添付します。法人登記簿は届出書1部に謄本を添付します。</p> <p>※5 法及び施行規則に基づく「添付書類」の一部として、関係機関との協議を終えた「計画説明書」を添付することができます。</p>			

範囲内において法運用を行う他の自治体数を加えた部数が必要となりますのでご注意ください。

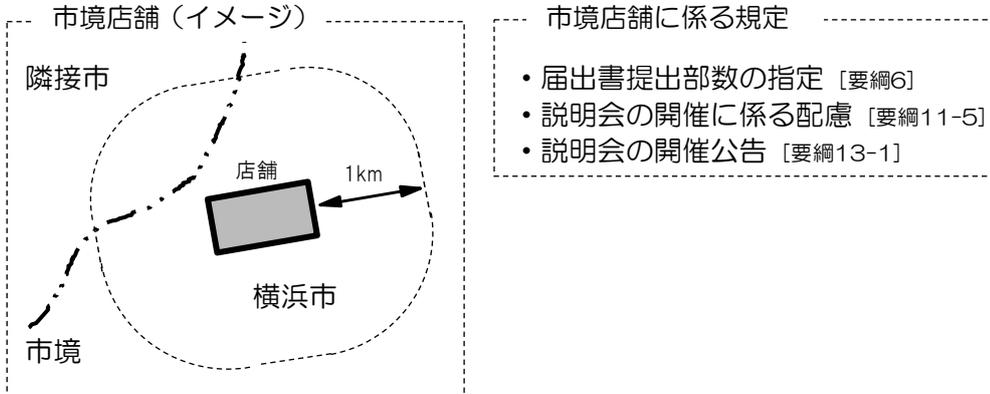
法6条1項（店舗名称、設置者、小売業者の変更）、法6条5項（廃止）、及び法11条3項（承継）の届出については、次のとおりです。なお、変更内容によっては郵送で受け付けますので、経済局窓口までご相談ください。

法6条1項	①届出書 ②法人登記簿（設置者の代表者変更の場合に添付、コピー可）	2部
法6条5項	①届出書	1部
法11条3項	①届出書 ②承継の事実を証する書類（コピー可） ③法人登記簿（承継者が法人の場合に添付、コピー可）	1部

## 1-7 市境店舗（市境付近の店舗）について

横浜市内の大型店のうち、「当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に横浜市以外の市域を含むもの」を「市境店舗」と定義しています。（下図参照）

市境店舗は、生活環境に与える影響が隣接市域にも及ぶおそれがあり、当該区域についても生活環境の保持のための配慮が必要であることから、当該区域及び当該区域を所管する大店立地法運用自治体に対する手続を規定している箇所があります。



※横浜市と隣接する市は次のとおりですので、下図掲載の区に所在する大型店の場合、店舗の敷地境界から市境までの距離に御注意ください。



## 第2章 届出事項等に関する留意点について

事前説明書の作成においては、指針で規定する「立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測」を行うために、店舗建物のほか周辺の道路、建物等も含めた詳細で正確な図面が必要です。また調査・予測手法の誤り等による書類作成や手続のやり直しを防ぐため、事前に経済局窓口及び関係窓口と技術的事項に関する調整を行ってください。各届出事項等に関する取扱いは次のとおりです。

<大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（2-1、2-2、2-3、2-4）>

### 2-1 駐車場の位置及び収容台数 →関係窓口：窓口一覧参照

#### 1 駐車場の位置

原則、建物と同一敷地内に必要な駐車台数を確保するものとします。ただし、その周辺地域の生活環境保持の観点から駐車場の分散確保が好ましい場合は、この限りではありません。また、深夜時間帯（23時～6時）における駐車場の利用台数が相当数見込まれる場合は、騒音対策の観点から、設置者が自己の責任で管理できる大型店の敷地内等に確保するものとします。

#### 2 駐車場の収容台数

##### (1) 必要駐車台数

市基準及び指針に基づき、必要駐車台数を算出し、多いほうの台数とします。なお、横浜駅周辺及びみなとみらい21地区等については、取扱いが異なる場合があります。

#### <横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）>

##### 1 駐車場の必要台数及び位置

- (1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を踏まえ、市内大規模小売店舗における年間の平均的な休祭日のピーク1時間の駐車需要をおおむね収容できる水準の参考値として、次に掲げる基準により必要な駐車台数の確保について配慮を求めるものとする。なお、本基準の適用にあたっては、個々の案件ごとに数値の妥当性について検討を行うものとする。
- 必要駐車台数基準（店舗面積 1,000㎡あたりの必要台数）

店舗面積		立地場所	商業地域・近隣商業地域	その他地域
20,000㎡以上			33台/千㎡	65台/千㎡
12,000㎡以上 20,000㎡未満	12,000㎡以下の部分		40台/千㎡	68台/千㎡
	12,000㎡を超える部分		22台/千㎡	60台/千㎡
6,000㎡以上12,000㎡未満			40台/千㎡	68台/千㎡
6,000㎡未満			32台/千㎡	58台/千㎡

(注)「商業地域・近隣商業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号。）に定める商業地域及び近隣商業地域を指し、「その他地域」とはそれ以外の地域をいう。

(注)必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。

- 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合
- パークアンドライドサービスの導入、車両の乗り入れが禁止されている地区へ出店する場合

- ・その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかい離があると認められる場合
- ・エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用する場合
- ・大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合  
なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>あたり 15 台となっている。

(2) 電気自動車（EV）等の利用に限定する充電設備を設けた駐車スペース（EV 等専用駐車マス）についても、届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐車場の稼働状況を踏まえ、EV 等以外の利用もできるようにするなど、駐車需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めるものとする。

(3) エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用を受けた場合は、大規模開発地区関連交通マニュアルに基づき必要台数を算定することができる。この場合算定に用いる係数等は、大規模開発地区関連交通マニュアル、指針等によることとする。

## (2) 複合施設での必要駐車台数

「小売店舗来客用の駐車場」と併設の「非物販施設利用者の駐車場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

ア 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の2割以下の場合

小売店舗来客と非物販施設の利用者は概ね一致すると考えられるため、非物販施設については原則として小売店舗の必要駐車台数に含まれると考えます。

イ 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の2割を超える場合。

非物販施設について、その業態に応じて以下のような複数の方法で必要駐車台数を算出し、小売店舗の必要駐車台数とは別に確保する必要があります。

- ・指針に基づく、併設施設の割合に応じた算出

併設施設の割合	指針値との比例式 (X：併設施設の割合(%))	(例)
20～50%	$0.010X + 0.80$	指針に基づく、物販施設の駐車台数=100台 併設施設の割合=30%
50～80%	$0.008X + 0.90$	100台×1.1 (=0.010×30+0.80) =110台
80%～	$0.002X + 1.38$	※10台(110台-100台)が非物販施設用の 必要駐車台数となる。

- ・横浜市駐車場条例にもとづく「附置義務台数」からの算出
- ・類似店舗の実績に基づく算出

## (3) 特別な事情の家具店等の取扱い

家具店等特別な事情により収容台数が「指針」「市基準」の必要駐車台数を下回る場合、既存類似店（複数店舗）の実績のほか、複数の方法を組み合わせて当該大型店における必要駐車台数の検証を行うようにしてください。

## 3 駐車場の構造・形式

(1) 駐車場法、及び横浜市駐車場条例の基準に則したものとしてください。

(2) 駐車場形式は処理能力の高い自走式を基本としてください。また、入出庫車両の動線分離、場内経路の複数設定（各階にランダムにアクセスできるような車路、構造）、車路管制システムの採用など、スムーズな場内誘導が行えるよう配慮した構造、運営としてください。

- (3) やむを得ず機械式とする場合は、入出庫に計算上の機械の処理能力を大幅に超える処理時間を要することから、場内において十分な待機スペースの確保や入出庫の分離及び複数配置を計画するなど、ピーク時の処理能力について類似施設の実績等により自走式と同程度の処理能力となるようにしてください。
- (4) 駐車券の受け渡しなど駐車場入庫処理による路上渋滞の発生を防止するため、実態に即した十分な入庫待ちスペースを確保してください。
- (5) 特に立体自走式駐車場において混雑が想定される場合は、利用率が低い上層階（地下式の場合は下層）への優先的な誘導を行いスムーズな運用を図ってください。
- (6) 駐車場へは左折入出庫を原則とし、極力右折入出庫とならないようにしてください。

#### 4 一般利用可能な時間貸駐車場を届出する場合について

---

- (1) 一般利用可能な時間貸駐車場を届出する場合、以下の条件を満たし、その他立地する周辺の交通環境の悪化が生じないと認められる場合、届出対象とします。
- ア 民間の時間貸駐車場など、当該大型店が設置する駐車場以外の駐車場は、当該駐車場と大型店との間で利用契約（大型店用の駐車場マス指定又はサービス券契約など）が締結されており、当該大型店の来店車両の誘導が担保されていること。
- イ 当該大型店の来店車両の利用実績台数を把握できること。
- ウ 当該駐車場との利用契約において、その台数が契約書等に明記されていない場合（料金サービス券等による契約の場合）は、届出台数が当該駐車場の空き台数（時間帯別の年間利用実績において最も少ない台数）の範囲内であること。
- (2) 届出台数の考え方は、次のとおりです。
- ア 当該駐車場との利用契約において、その台数が契約書等に明記されている場合（駐車場内に当該大型店用としての駐車場マスが指定されている場合）は、届出書の「収容台数」には契約書明記の台数を記載し、参考として総収容台数を添え書きします。
- イ 当該駐車場との利用契約において、その台数が契約書等に明記されていない場合（料金サービス券等による契約の場合）は、届出台数は「大型店の利用者が常に利用できる台数（年間を通じた空き台数）」が上限となり、参考として総収容台数を添え書きします
- 届出台数 ≤ 「総収容台数」 - 「当該大型店以外の一般利用車両が利用する台数（実績＊）」
- ＊当該駐車場における、一般利用車両の通年利用実績等から算定します。
- ウ 利用契約台数の一部を店舗従業員等が利用する場合は、「小売店舗来客用の台数」には含めません。

#### 5 公共駐車場（市営駐車場）の取扱いについて

---

公共駐車場（市営駐車場）は、その性格上、法に基づく届出対象外とします。

#### 6 都市計画駐車場の取扱いについて

---

- (1) 都市計画駐車場は、その性格上、法に基づく届出対象外としますが、次のいずれかの場合に限り、大型店の届出対象とします。
- ア 都市計画駐車場の設置者に関係する大型店が当該駐車場を届出駐車場とする場合。
- イ 港北ニュータウン第1及び第2駐車場整備地区内にある都市計画駐車場を届出駐車場とする場合。ただし駐車場の性格上、届出台数は「一般利用を阻害しない範囲の台数」が上限となりますので、予め駐車場管理者の承認を得ていること。
- (2) 届出台数の考え方は、上記4（2）を準用します。

#### 7 駐車場の収容台数を減少する場合の取扱いについて

---

駐車場収容台数を減少する場合は、原則として1年間分の駐車場利用実績にもとづき、その余剰台数を確認したうえで、当該余剰台数を上回らない範囲での減少台数とすることとします。

## 1 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の収容対象は、自転車及び原動機付自転車です。駐輪場の位置は、原則として当該大型店の敷地内に設けるとともに、必要駐輪場台数については、市基準及び条例（※）に基づき算出し、多いほうの台数とします。従業員の通勤用の駐輪場台数は、「小売店舗来客用の台数」には含めません。

※横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成31年4月1日以降に新築又は増築の建築確認申請を行う施設等が附置義務の対象です。）

＜横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）＞

## (1) 駐輪場の必要台数

次の算定基準により必要な駐輪場の台数以上の確保について配慮を求めるものとする。なお、店舗面積が5,000㎡を超える店舗については、店舗面積が5,000㎡以下の部分については5,000㎡以下の部分の算定基準を、店舗面積が5,000㎡を超える部分については5,000㎡を超える部分の算定基準をそれぞれ使用して算出した台数を合算するものとする。

店舗の業態	算定基準	算定基準
総合店、食料品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 20㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 40㎡あたり1台
衣料品専門店、 住・生活関連品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 75㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積150㎡あたり1台

(注) 上記業態の分類については以下の定義による。

総合店：以下の食料品専門店、衣料品専門店及び住・生活関連品専門店に該当しない店舗

食料品専門店：店舗全体の売上高に占める食料品関連の売上高が70%を超えるなど主として食料品を取り扱う店舗

衣料品専門店：店舗全体の売上高に占める衣料品関連の売上高が70%を超えるなど主として衣料品を取り扱う店舗

住・生活関連品専門店：店舗全体の売上高に占める上記食料品・衣料品以外の取扱い品目の売上高が70%を超えるなど主として住・生活関連品を取り扱う店舗

(注) 必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

## (2) その他の事項

ア 駐輪場は、原則としてその必要台数を当該大規模小売店舗の敷地内に設置するよう求めるものとする。

イ 構造は、原則として平面式とする。やむを得ずラック式とする場合は、容易に入出庫できるよう1台あたりのスペースを十分確保するよう求めるものとする。

ウ 自転車の動線は自動車及び歩行者の動線と交錯を避け、安全に配慮するよう求めるものとする。

エ 通行帯を設ける場合は、幅員を十分確保するよう求めるものとする。

オ 駐輪場の出入口を明示する案内看板を見やすい場所に設置するよう求めるものとする。

カ 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例の取扱いに準じて、周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資する自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートを設置する場合は、ポートの設置台数を届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐輪場の稼働状況を踏まえ、個人所有の自転車の駐輪場を増やすなど、駐輪需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めるものとする。

なお、「小売店舗来客用の駐輪場」と「併設の非物販施設利用者の駐輪場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

◆ 併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合や、併設施設の面積が小売店舗を上回る場合又は併設施設が小売店舗以上の集客力を有する場合などは、当該併設施設の必要台数を横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づき算出し、小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください（条例に基づく附置義務の対象となる施設に限ります。）。

◆ 上記以外の併設施設

小売店舗の必要駐輪台数の内数とすることが可能です。ただし、併設施設を含めた施設全体に対する条例に基づく附置義務台数が、小売店舗の必要駐輪台数を上回る場合は、その差分を小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください。

## 2 自動二輪車駐車場

横浜市駐車場条例に基づく附置義務台数の設置はもとより、既存の大型店であっても、当該店舗において見込まれる自動二輪車の駐車需要を満たす駐車台数を確保するよう努めてください。ただし、自動二輪車駐車場の収容台数は、届出台数に含みません。

### 2-3 荷さばき施設の位置及び面積

#### 1 位置

荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に待機している場所を含みます。）は、搬出入車両が公道上で転回しないように、また公道で駐車待ちをしないよう十分なスペースを確保してください。

#### 2 面積など

一定の要件を満たす建築物については、横浜市駐車場条例に基づき、荷さばき車両の駐車台数の規定がありますので、面積はその駐車台数以上を確保してください。また、周辺への騒音の影響を軽減するために構造は屋内としてください。

### 2-4 廃棄物等保管施設の位置及び容量 →関係窓口：窓口一覧参照

#### 1 容量の確保

店舗面積に含まない部分や併設施設についても、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、適切な容量を確保してください。関係窓口で配布している手引き「大規模小売店舗立地法における事前説明書の廃棄物に係わる事項等の表について」を参照のうえ、容量の確保を行ってください。

#### 2 圧縮装置設置の場合

廃棄物等保管施設に「廃棄物圧縮装置」を設置する場合は、届出書の「廃棄物等保管施設の容量」には圧縮装置の風袋容量を記載し、圧縮能力を添え書きします。

（記載例） 圧縮装置の風袋容量  $5\text{m}^3$ 、圧縮能力  $25\text{m}^3$  の場合  
容量： $5\text{m}^3$  \*圧縮能力： $25\text{m}^3$

### 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

横浜市の実態において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」等の関係法令及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」等の横浜市の関係条例に基づく環境対策を踏まえ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進に関する例を掲げ、配慮を求めています。

＜大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（2-5、2-6、2-7）＞

#### 2-5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻

原則として、大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ「開店時刻」と「閉店時刻」を記載することとしますが、当該大型店全体として小売業者の営業時間を決め、管理しているような場合には、その統一的な時間を記載することもできます。

#### 2-6 来客が駐車場を利用することができる時間帯

原則として、小売店舗の営業時間の前後 30 分を含めた時間を駐車場利用可能時間帯とします。なお、併設施設と駐車場を共用する場合であっても、物販部分に係る来客のための利用時間帯とします。

#### 2-7 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

周辺道路の混雑状況を考慮しながら、搬出入車両が一定時間に集中することがないように計画的に行ってください。また、周辺に住宅や学校等が立地する場合は、深夜・早朝及び通学時間帯の搬出入は極力避け、騒音や歩行者の安全性の確保にも配慮を行ってください。

＜法に基づく添付書類に関する事項（2-8、2-9、2-10、2-11）＞

#### 2-8 来退店経路の設定及び開店後の交通量予測 →関係窓口：窓口一覧参照

##### 1 来退店経路の設定

「住宅地の生活道路」や「沿道に療養施設、社会福祉施設等が立地されている道路」、「学校の通学路」等静穏が要求されるような道路や狭隘な道路を極力回避し、最寄りの幹線道路からの経路設定を行ってください。また、現在の交通状況をよく把握し、交通渋滞の増大にならないよう、交通管理者及び道路管理者等と十分な協議を行ってください。

##### 2 開店後の交通量予測

来退店経路のピーク時の方向別車両台数を算出し、現況交通量に加算することにより、交差点需要率や車線別混雑度等も含めた、開店後の交通量予測を行ってください。また、駐車場への経路が右折を伴うように設定されている場合には、来客車両による右折待ち渋滞が発生しないよう、右折レーンの滞留長についても検証を行ってください。

#### 2-9 騒音予測 →関係窓口：窓口一覧参照

「等価騒音」及び「夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」について、騒音予測を行ってください。来客者駐車場内の騒音については、関係窓口で配布している「駐車場施設における騒音予測等について」の手引き、冷暖房設備の室外機等については、「室外機及び荷さばき作業等における騒音予測等について」の手引き、騒音の種類や予測地点や予測結果及び評価については、「留意事項」を参照してください。

## 2-10 防災対策への協力、街並みづくりへの配慮等

### 1 防災対策への協力

横浜市の要綱において、横浜市の防災対策推進のため、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」の締結を求めるとともに、災害時における地域への貢献策についても具体的な配慮を求めています。詳しくは、第8章をご覧ください。

### 2 街並みづくりへの配慮 →関係窓口：窓口一覧参照

出店（予定）地において地区計画、建築協定、横浜市地域まちづくり条例に基づく地域まちづくりルール等がある場合には建築計画をその内容に合致させること、横浜市のまちづくりに係る指導・協議の対象地区とされている場合についてもその内容が十分反映されることなど、街並みづくり等について具体的な配慮を求めています。

### 3 屋外広告物 →関係窓口：窓口一覧参照

屋外広告物を表示（設置）する場合には、横浜市屋外広告物条例に基づき、設置の30日前までに申請が必要です（小規模な自家用屋外広告物等を除く）。

### 4 光害対策 →関係窓口：窓口一覧参照

屋外照明等の計画にあたっては、「光害対策ガイドライン（環境庁）最新版」を活用し、より良好な照明環境の実現に努めてください。

## 2-11 その他（届出事項以外で、店舗の計画・運営上配慮が必要な事項）

### 1 複合施設での騒音について

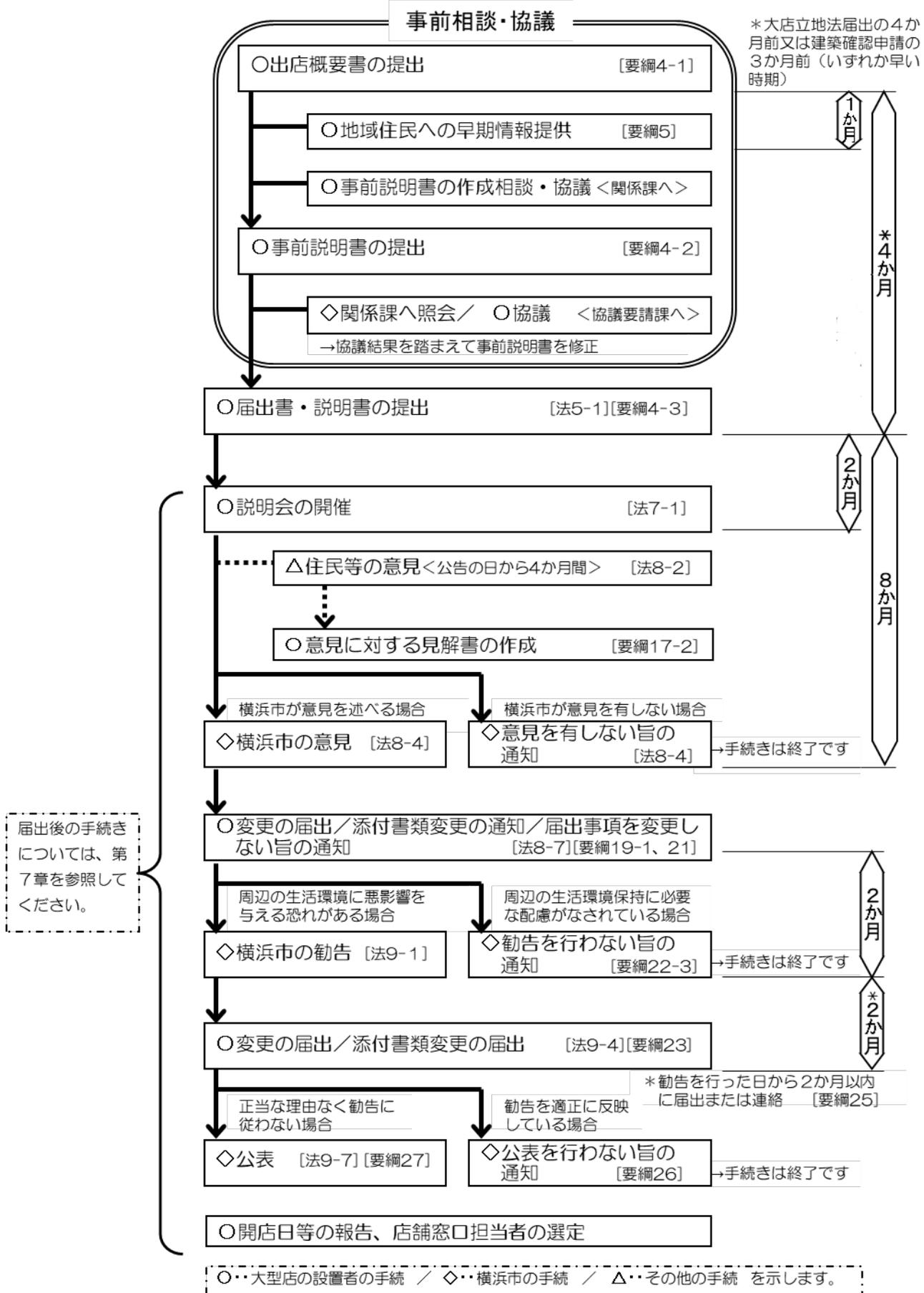
大規模小売店舗と集合住宅等との複合施設の場合は、上記「2-9 騒音予測」のほか、集合住宅等においても「等価騒音」及び「夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」について予測評価を行い必要な対策を講じてください。

### 2 店舗の設備機器について

店舗内の放送や照明の調整によって快適な買い物環境を創出するため、建物施工時に店舗内の放送や照明を調整できる制御システムを導入するよう努めてください。

また将来EV車両の充電設備を設置できるよう、スペースの確保や電気配線の計画を行ってください。

# 第3章 法第5条第1項の手続を行うとき



## 3-1 事前の手続きについて

届出書の提出前に、出店概要書と事前説明書の提出、関係機関との事前相談及び協議をお願いしています。出店概要書の提出から届出書の提出までの期間は、おおむね3～5か月程度（過去の事例より）かかりますので、余裕のあるスケジュールで手続きを進めてください。大型店側の都合による、通常の手続・処理の範囲を超えた手続の短縮要望は、お受けしていません。

※事前に相談・協議を行った場合においても、法に基づく住民等の意見を受け、横浜市が意見を述べる場合があります。

### 1 出店概要書の作成

[要綱4-1]

あらかじめ関係窓口において、関係法令や技術的事項などについて確認し、その後の手続をスムーズに進めるため、次のいずれか早い時期までに、出店概要書の提出をお願いします。

- (1) 大規模小売店舗立地法の届出の4か月前
- (2) 建築確認申請の3か月前

### 2 早期の情報提供

[要綱5]

出店概要書を提出した日から1か月以内に、店舗出店予定地周辺の地域住民等を対象に、出店概要書の内容を周知してください。実施方法については、経済局窓口及び出店等を予定する区の区政推進課等の助言を得て、地元関係者（自治会・まちづくり団体・学校等）と調整の上、決定してください。

※開発行為となる新設店舗については、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく住民説明の際に、「来客車両の入退店経路」及び「周辺道路の交通に及ぼす影響」についても説明するよう努めてください。

また来客車両の入退店経路の設定及び交通量予測等については、事前に経済局商業振興課にご相談ください。

### 3 事前説明書の作成

[要綱4-2]

大型店の出店予定地とその周辺の状況を把握・認識し、法に基づく届出事項・添付資料、及び指針・市基準に基づく配慮事項等を検討することにより、周辺の生活環境と調和した出店を図るため、事前説明書の作成をお願いします。作成にあたっては交通量調査や騒音予測等が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係窓口で調査・予測の必要・不必要及び技術的事項などについて相談してください。これは、指針・市基準に基づく配慮事項について、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となる場合があります。）を可能な限り避けるためのものです。

### 4 地域貢献に関する検討・「地域貢献計画書（案）」の提出

事前説明書提出時に、地域貢献計画書（案）の提出をお願いします。詳しくは、第8章をご覧ください。

## 3-2 新設の届出について

### 1 届出書・添付書類（説明書）

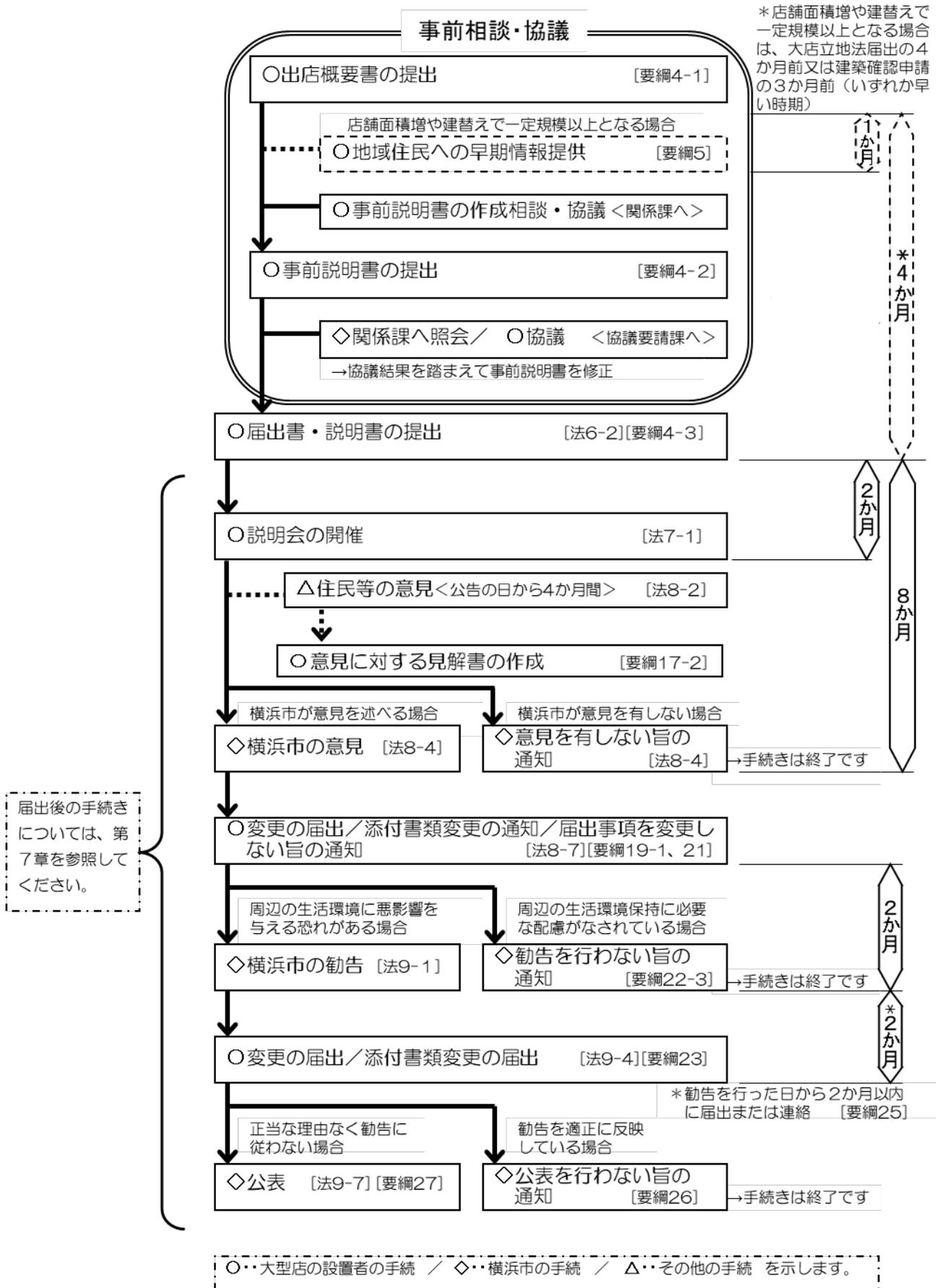
[法5-1][法5-2][施行規則3][要綱4-3]

- 届出書 様式[施行規則様式第1]に従って作成します。
- 添付書類 法等に基づく「添付書類」の一部として協議を終えた「説明書」を用いることができます。
- 設置の制限 届出書提出後、8か月間は大型店を開店（設置）することができません。[法5-4]

<届出書の様式・作成上の注意点>

- \* 事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。
- \* 作成にあたっては、記載例をご確認ください。

# 第4章 法第6条第2項の手続を行うとき



## 4-1 届出が必要となる変更について

### 1 届出が必要となる変更について

[法6-2][施行規則3]

法第5条（大型店の新設）又は法附則第5条（既存店の変更）の届出を既に行った大型店が、次の変更を行おうとするときは、あらかじめ法第6条第2項の規定による変更届出が必要となります。そして、届出後8か月間は当該変更を行うことができません。ただし、大型店の施設の運営方法に係る変更や、法第6条第4項ただし書きの「軽微な変更」の確認を受けた変更は、8か月間の変更制限の対象外となります。

変更の内容	8か月制限
①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合	あり
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合	
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは離れた位置に移設・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合	
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし

### 2 届出を要さない変更について

[法6-2][施行規則7][要綱9]

届出事項の変更であっても、次の変更については変更届出の必要はありません。ただし、変更を行う前に報告の提出をお願いする変更もございます。提出方法等は、第6章をご覧ください。

変更の内容	報告
①大規模小売店舗の新設をする日 新設する日を繰り下げる・「意見を有しない旨の通知」を受けた後に、新設する日を繰り上げる場合	なし
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積を減少させる場合（減少後の店舗面積が1,000㎡を超えている場合） 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」以内の面積で増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」以内の面積で増床する場合	あり
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等の保管施設の位置を従前届出の位置と重なる範囲内で施設を移設又は拡張しようとする場合 駐車場・駐輪場の収容台数を増やす場合（物販店舗以外の用途との共用を解消する場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を増やす場合	
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り下げようとする場合／閉店時刻を繰り上げようとする場合	なし
⑤その他 災害・工事等の、大型店の責によらない事由により「一時的に」変更を行おうとする場合	あり

## 4-2 事前の手續について

### 1 出店概要書の作成

[要綱4-1]

あらかじめ関係窓口において、関係法令や技術的事項などについて確認し、その後の手續をスムーズに進めるため、次のいずれか早い時期までに、出店概要書の提出をお願いします。

- (1) 大規模小売店舗立地法の届出の4か月前
- (2) 建築確認申請の3か月前

### 2 早期の情報提供

[要綱5]

次に該当する変更を行う場合は、早期情報提供の対象となります。出店概要書を提出した日から1か月以内に、店舗出店予定地周辺の地域住民等を対象に、出店概要書の内容を周知してください。実施方法については、経済局窓口及び出店等を予定する区の区政推進課等の助言を得て、地元関係者（自治会・まちづくり団体・学校等）と調整の上、決定してください。

- (1) 店舗面積の増加又は建替えの場合で、変更後の店舗面積が6千㎡以上  
又は変更前の2倍以上となる変更の届出
- (2) 市長が特に必要と認める届出

### 3 事前説明書の作成

[要綱4-2]

当該大型店とその周辺の状況を把握・認識し周辺の生活環境と調和した営業計画の変更を図るため、法に基づく届出事項・添付資料、及び指針・市基準に基づく配慮事項等が記載された事前説明書の作成をお願いします。作成にあたっては交通量調査や騒音予測等が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係窓口で調査・予測の必要・不必要及び技術的事項などについて相談してください。これは、指針・市基準に基づく配慮事項について、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手續途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手續が必要となる場合があります。）を可能な限り避けるためのものです。

[法6-4][施行規則8][要綱10]

### 4 「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」について

[法7][施行規則11-2][要綱12]

「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」を適用して変更手續を進める場合、「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの事実確認を行う必要があります。事前に経済局窓口にご相談ください。

### 5 地域貢献に関する検討・「地域貢献計画書（案）」の提出

事前説明書提出時に、地域貢献計画書（案）の提出をお願いします。詳しくは、第8章をご覧ください。

## 4-3 変更の届出について

### 1 届出書・添付書類（説明書）

[法6-2][法6-3][施行規則6][要綱4-3]

○届出書 様式[施行規則様式第3]に従って作成します。

○添付書類 法等に基づく「添付書類」の一部として協議を終えた「説明書」を用いることができます。

＜届出書の様式・作成上の注意点＞

\* 事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。

\* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

## 4-4 「軽微な変更」について

大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

### 1 「軽微な変更」とは

[法6-4]

通常、次の変更は、変更届出書の提出後8か月間は変更をすることができません。（法第6条第4項）

- ・大型店の新設をする日
- ・大型店内の店舗面積の合計
- ・大型店の施設の配置に関する事項

しかし、変更内容が「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しない（変更前と比べて改善される）」と横浜市が確認した場合には、この「8か月間の変更の制限」が適用除外になる（届出後すぐの変更も可能です。）とともに、届出後の手続が一部軽減されます。

届出	「通常の変更」の手続	「軽微な変更」の手続
8か月間の変更制限 [法6-4]	あり	なし
説明会の開催 手引7-1 [法7-1]	開催	不要
住民等の意見 [法8-2]	あり	あり
↓		
横浜市の意見／意見を有しない旨の通知 手引7-5 [法8-4]	あり	なし
「横浜市の意見」以降の手続	あり	なし

#### △注意

\* 「施設の運営方法に関する事項」（開店・閉店時刻等）の変更の場合、「通常の変更」であっても8か月間の変更制限はありません。

### 2 「軽微な変更」の対象となる変更は

[施行規則8]

法第6条第2項の変更のすべてが「軽微な変更」となるわけではありません。「軽微な変更」の対象となるのは、次の変更に限られています。

店舗に附属する施設（＝駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設）の「位置の変更」であって、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと横浜市が確認したもの

### 3 「軽微な変更」として手続を行うには

[要綱10]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境

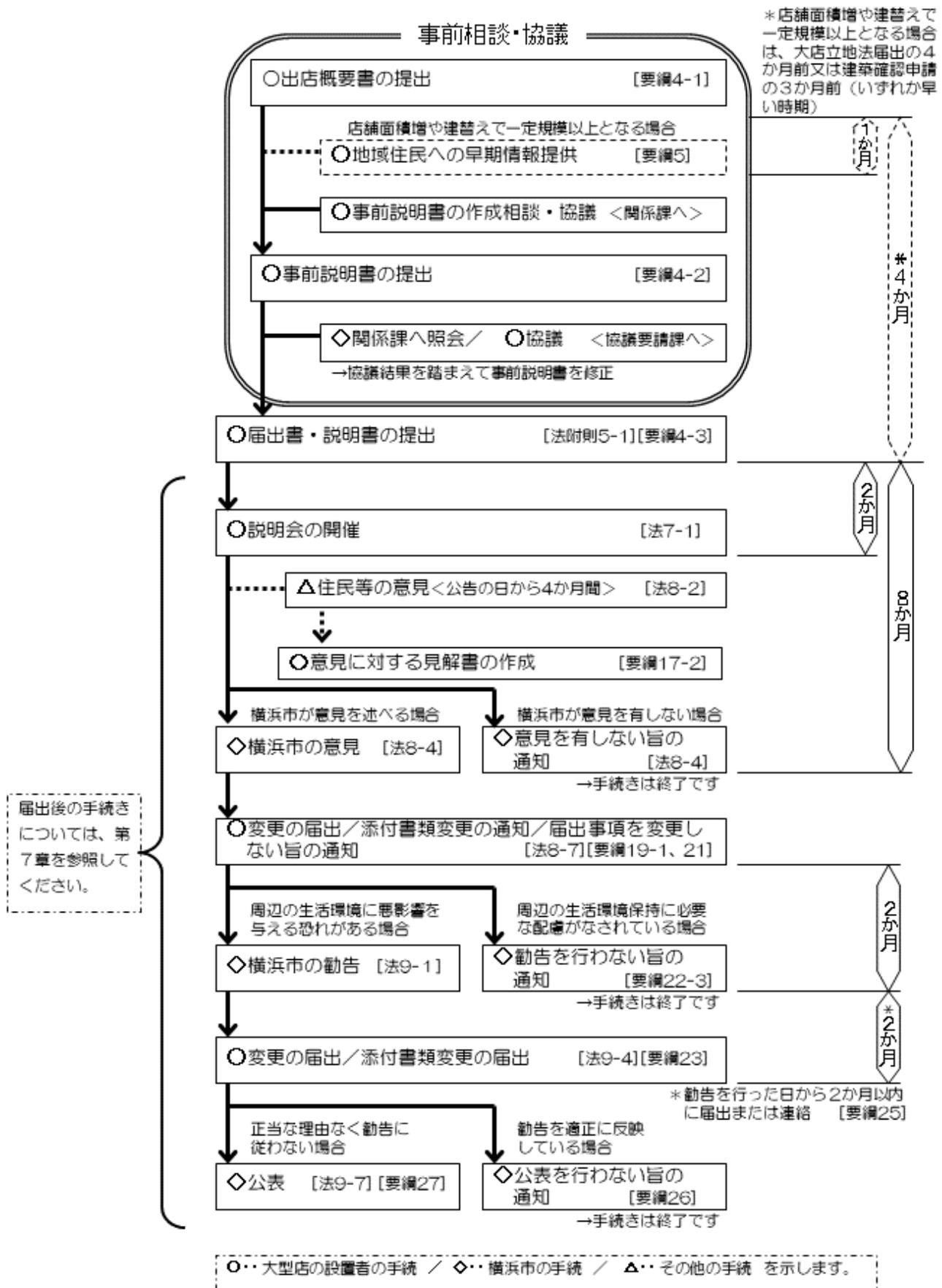
に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認を行う必要があります。

必要に応じて、実事確認のための資料等の提出をお願いします。

実事確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年○月 ○日	「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認。	協議中・終了

# 第5章 法附則第5条第1項の手続を行うとき



## 5-1 法施行時に既に開店している大型店について

### 1 届出が必要となる変更について

[法附則5-1][法附則5-3]

法施行前の既存店が、法施行後、初めて変更を行おうとするときは、あらかじめ法附則第5条第1項（法附則第5条第3項の規定により準用する場合も含みます。）の規定による変更届出が必要となります。そして、届出後8か月間は当該変更を行うことができません。ただし、大型店の施設の運営方法に係る変更や、法第6条第4項ただし書きの「軽微な変更」の承認を受けた変更は、8か月間の変更制限の対象外となります。「対象となる店舗」、「届出が必要となる変更」、及び「8か月制限の有無」は、次のとおりです。

法附則第5条第1項の届出の対象となる店舗
<ul style="list-style-type: none"> <li>法施行時（平成12年6月1日）、既に開店している大型店</li> <li>法施行時（平成12年6月1日）、既に開店している店舗面積1,000㎡超の生協・農協店舗</li> </ul>
「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）」に基づく届出により
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年1月末までに開店した大型店</li> <li>平成13年1月末までに増床などの変更を行った大型店</li> </ul>

#### 届出が必要となる変更の内容と8か月制限の有無

変更の内容	8か月制限
<b>①大規模小売店舗内の店舗面積の合計</b> 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合	あり
<b>②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</b> 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を離れた位置に移設・増設 ・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合 （他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合	
<b>③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</b> 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし

### 2 届出を要さない変更について

[法附則5-1][要綱9]

届出事項の変更であっても、次の変更については変更届出の必要はありません。

- （1）大規模小売店舗の名称、所在地（住居表示実施等によるもの）
- （2）大規模小売店舗の設置者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）
- （3）小売業者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）

のみの変更

### 3 法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更届出後の扱いについて

法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更の手続・変更を行った後は、「大規模小売店舗立地法に基づいて開店した店舗」と同様の扱いとなるため、届出事項の変更を行おうとするときには、法第6条第1項又は第2項の規定による手続を行うことになります。

## 5-2 事前の手續について

### 1 出店概要書の作成

[要綱4-1]

あらかじめ関係窓口において、関係法令や技術的事項などについて確認し、その後の手續をスムーズに進めるため、次のいずれか早い時期までに、出店概要書の提出をお願いします。

- (1) 大規模小売店舗立地法の届出の4か月前
- (2) 建築確認申請の3か月前

### 2 早期の情報提供

[要綱5]

次に該当する変更を行う場合は、早期情報提供の対象となります。出店概要書を提出した日から1か月以内に、店舗出店予定地周辺の地域住民等を対象に、出店概要書の内容を周知してください。実施方法については、経済局窓口及び出店等を予定する区の区政推進課等の助言を得て、地元関係者（自治会・まちづくり団体・学校等）と調整の上、決定してください。

- (1) 店舗面積の増加又は建替えの場合で、変更後の店舗面積が6千㎡以上又は変更前の2倍以上となる変更の届出
- (2) 市長が特に必要と認める届出

### 3 事前説明書の作成

[要綱4-2]

当該大型店とその周辺の状況を把握・認識し、法に基づく届出事項・添付資料、及び指針・市基準に基づく配慮事項等を検討することにより、周辺の生活環境と調和した営業計画の変更を図るため、事前説明書の作成をお願いします。作成にあたっては交通量調査や騒音予測等が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係窓口で調査・予測の必要・不必要及び技術的事項などについて相談してください。これは、指針・市基準に基づく配慮事項について、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となる場合があります。）を可能な限り避けるためのものです。法附則第5条の規定に基づく変更届出では、「変更しようとする項目」のほかに「変更しない」次の事項についても届出を行うこととされています。[法附則 5-1][法附則 5-3]

このため、「事前説明書」「説明書」は、変更しない各届出事項の根拠資料及びその後の変更の基礎資料となることから、全ての記載項目について作成してください。

- 大規模小売店舗の名称/所在地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名（名称）/住所/代表者の氏名（法人の場合）
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名（名称）/住所/代表者の氏名（法人の場合）
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置/収容台数
  - 駐輪場の位置/収容台数
  - 荷さばき施設の位置/面積
  - 廃棄物等の保管施設の位置/容量
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻/閉店時刻
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 駐車場の自動車の出入口の数/位置
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

#### 4 「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」について

「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」を適用して変更手続を進める場合、「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの事実確認を行う必要があります。事前に経済局窓口にご相談ください。

#### 5 地域貢献に関する検討・「地域貢献計画書（案）」の提出

事前説明書提出時に、地域貢献計画書（案）の提出をお願いします。詳しくは、第8章をご覧ください。

### 5-3 変更の届出について

#### 1 届出書・添付書類

○届出書 様式[施行規則様式第8]に従って作成します。

○添付書類 法等に基づく「添付書類」の一部として協議を終えた「説明書」を用いることができます。必要に応じて、届出時における内容に修正してください。

<届出書の様式・作成上の注意点>

\* 事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。

\* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

### 5-4 「軽微な変更」について

大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

#### 1 「軽微な変更」とは

通常、次の変更は、変更届出書の提出後8か月間は変更をすることができません。（法第6条第4項）

- ・大型店の新設をする日
- ・大型店内の店舗面積の合計
- ・大型店の施設の配置に関する事項

しかし、変更内容が「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しない（変更前と比べて改善される）」と横浜市が確認した場合には、この「8か月間の変更の制限」が適用除外になる（届出後すぐの変更も可能です。）とともに、届出後の手続が一部軽減されます。

届出	「通常の変更」の手続	「軽微な変更」の手続
8か月間の変更制限[法6-4] 説明会の開催 手317-1 [法7-1] 住民等の意見 [法8-2]	あり 開催 あり	なし 不要 あり
↓		
横浜市の意見／意見を有しない旨の通知 手317-5 [法8-4] 「横浜市の意見」以降の手続	あり あり	なし なし

△注意

\*「施設の運営方法に関する事項」（開店・閉店時刻等）の変更の場合、「通常の変更」であっても8か月間の変更制限はありません。

#### 2 「軽微な変更」の対象となる変更は

法附則第5条の変更のすべてが「軽微な変更」となるわけではありません。

「軽微な変更」の対象となるのは、次の変更に限られています。

- ・一時的な変更(=災害・工事等の、大型店の責によらない事由により「一時的に」行う変更)
  - ・店舗に附属する施設(=駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設)の「位置の変更」
  - ・店舗面積の減少
- であって、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと横浜市が確認したもの

### 3 「軽微な変更」として手続を行うには

[要綱10]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実確認を行う必要があります。

必要に応じて、実確認のための資料等の提出をお願いします。

実確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年○月 ○日	「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実確認。	協議中・終了

## 第6章 その他の手続を行うとき

「法第5条（新設）」「法6条2項（変更）」以外のその他の手続では、出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に届出書案を作成し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。

### 6-1 法第6条第1項の手続について （大規模小売店舗の名称、所在地、設置者や小売業者の氏名等の変更）

次に該当する場合、この手続の対象となります。

- ・大型店の名称、（住居表示等による）所在地の変更
- ・設置者/小売業者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）の変更

届出後、横浜市では横浜市報へ届出概要の公告を行い、その日から4か月間届出書を縦覧します。

- 届出書 様式[施行規則様式第2]に従って作成します。
- 提出時期 変更後遅滞なく

＜届出書の様式・作成上の注意点＞

- \* 事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。
- \* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

### 6-2 法第6条第5項の手続について（大規模小売店舗の廃止）

次に該当する場合、この手続の対象となります。 [法6-5][施行規則9]

- ・大型店を廃止（建物の取壊し/小売店舗以外への用途の転用等）
- ・店舗面積の合計を「1,000㎡以下」に減少して営業を継続

横浜市では、届出後、横浜市報へ届出概要の公告を行います。

- 届出書 様式[施行規則様式第4]に従って作成します。
- 提出時期 あらかじめ

＜届出書の様式・作成上の注意点＞

- \* 事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。
- \* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

### 6-3 法第11条第3項の手続について（届出者の地位の承継）

次に該当する場合、この手続の対象となります。出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。[法11-3][施行規則19]

- ・大型店建物の売買、譲渡
- ・相続（設置者が自然人の場合）
- ・会社合併、分割（設置者が法人の場合）

△注意

※商号の変更（設置者が法人の場合）、結婚等による姓の変更（設置者が自然人の場合）により届出者の名称が変更となる場合は、法第6条第1項の手続となります。

- 届出書 様式[施行規則様式第7]に従って作成します。
- 提出時期 承継後遅滞なく

<届出書の様式・作成上の注意点>

\* 事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。

\* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

## 6-4 「届出を要さない変更」の報告の手続について

届出事項の変更であっても、次の変更については変更届出の必要はありませんが、一部については、あらかじめ変更を行う旨の報告をお願いします。

### 1 法第5条・法附則第5条の届出を行った大型店の場合

変更の内容	報告
①大規模小売店舗の新設をする日 新設する日を繰り下げる・「意見を有しない旨の通知」を受けたのちに、新設する日を繰り上げる場合	なし
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積を減少させる場合（減少後の店舗面積が1,000㎡を超えている場合） 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」以内の面積で増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」以内の面積で増床する場合	あり
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等の保管施設の位置を従前届出の位置と重なる範囲内で施設を移設又は拡張しようとする場合 駐車場・駐輪場の収容台数を増やす場合（物販店舗以外の用途との共用を解消する場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を増やす場合	あり
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り下げようとする場合／閉店時刻を繰り上げようとする場合	なし
⑤その他 災害・工事等の、大型店の責によらない事由により「一時的に」変更を行おうとする場合	あり

### 2 法附則第5条の届出を行っていない大型店（既存店）の場合

変更の内容	報告
①大規模小売店舗の名称・所在地 大型店の名称を変更した場合／大型店の所在地が変更（形式上の番地変更）した場合	なし
②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称、住所、代表者氏名 大型店の設置者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）が変更となった場合 大型店設置者が譲渡、相続、合併又は分割により変更となった場合	
③小売業者の氏名又は名称、住所、代表者氏名 小売業者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）が変更となった場合	
④大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等の保管施設の位置を、従前届出の位置と重なる範囲内で施設を移設又は拡張しようとする場合	

### 3 事前相談

出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に変更報告書[要綱9]案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。

# 第7章 届出後の手続について

## 7-1 説明会の開催について

### 1 説明会の開催方法

[法7][施行規則11-1][要綱11]

大型店の設置者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。説明会は、次により開催してください。また、説明会の開催にあたり特に配慮が必要な事項について、横浜市が意見を述べる場合があります。

会場	当該店舗所在区内で、相当な人数を収容できる施設 (店舗内会議室、町内会館、地区センター、公会堂等)で開催してください。 ※市境店舗の場合、店舗周辺の他市域住民の参加の便も配慮してください。
開催回数	1 新設(法5条1項)の場合は2回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯(23時から6時まで)に及ぶ新設の場合は3回。 ①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」 2 変更(法6条2項・附則5条)の場合は1回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯(23時から6時まで)に及ぶ新設の場合は2回。 ①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」 3 3回実施する場合、「掲示による説明会」と同程度の措置を講じた場合は、2回とすることができます。
開催日時	1 少なくとも1回は「祝日を除く月曜日から金曜日の午後6時以降」、「土曜日」、「日曜日」、「祝日」のいずれかに開催してください。なお、開催日時は地域の意向を踏まえて決定してください。 2 2回以上開催するときは、同じ日に別の時間で2回以上開催することは避けてください。やむを得ず同じ日に開催するときは、説明会の開始時刻を4時間以上あけてください。
配布資料	「届出書・添付書類」の代わりに、指針に基づく配慮事項について詳細な説明が記載されている「説明書」を資料として用いることができます。

### 2 説明会開催の公告

[法7][施行規則11-1][要綱13]

大型店の設置者は、説明会を開催する日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。なお、開催公告のほかに、近隣の住民・町内会・学校等に対して案内を配布するなど幅広い周知を行うようお願いします。

公告方法	①～③の方法で行うこととしますが、③については可能な限り行うこととします。 ①店舗敷地境界から1kmの範囲で購読される、市場占有率が上位の日刊新聞紙(3紙以上)への ・開催案内の掲載(大きさは2段3分の1以上) ・開催案内チラシの折り込み(大きさはB5以上) ・店舗の「売出しチラシ」への掲載(大きさは150cm <sup>2</sup> 以上)※ ※ 変更(法6条2項・附則5条)の場合のみ ②店舗敷地(店舗入口付近)への開催案内の標識掲出(様式有、大きさはA3以上) ・新設の場合、出店予定敷地の公道に接している全ての面で、敷地内(道路から1m以内)に掲出します。 ・変更の場合、店舗の来店客用の入口全てについて、入口付近の人目に付く場所に掲出します。 ③店舗用(事業者用)ホームページ
公告内容	・説明会開催日時、開催場所 ・当該大型店を設置する者 ・当該大型店内の店舗面積の合計 ・当該大型店の名称、所在地 ・小売業者の氏名又は名称、住所 ・説明会に関する問い合わせ先

### 3 「説明会開催計画書」の作成

[法7][施行規則11-1][要綱11-7]

説明会の開催にあたり、説明会の開催計画をまとめた「説明会開催計画書」の提出をお願いします。

- 提出部数 1部（掲載原稿、周知範囲を示す図面、標識原稿、標識掲出位置を示す図面を添付します。）
- 提出期限 説明会の開催公告前まで
- 市境店舗の場合 説明会開催計画書を店舗敷地境界から1kmの範囲内において法を運用する隣接自治体あてにも提出するようお願いします。

＜説明会開催計画書／標識の様式・作成上の注意点＞

- \* 計画書案・標識案は、事前に確認を受けることもできます。
- \* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

### 4 「説明会実施状況報告書」の作成

[要綱15-1]

説明会開催後、説明会の実施状況をまとめた「説明会実施状況報告書」の提出をお願いします。

- 提出部数 1部（掲載した新聞の写し（チラシ）、周知範囲を示す図面（店舗の位置と1kmの範囲を記載）、折込広告配布証明、標識原稿（A4に縮小したもの）、標識掲出位置を示す図面、掲出状況を示す写真を添付します。）
- 提出時期 説明会開催後すみやかに（おおむね1～2週間程度）御提出ください。
- 市境店舗の場合 説明会実施状況報告書を店舗敷地境界から1kmの範囲内において法を運用する隣接自治体あてにも提出するようお願いします。

＜説明会実施状況報告書の様式・作成上の注意点＞

- \* 計画書案・標識案は、事前に確認を受けることもできます。
- \* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

### 5 「説明会を開催することができない場合」の手續

[法7-4][施行規則13][要綱14]

施行規則第13条第1項に規定する事由により公告した後に説明会を開催することができない場合は、すみやかに市と協議を行うものとします。必要に応じて、説明会開催不能の事由に該当する事実確認のための資料等の提出をお願いします。事実確認の結果、「説明会を開催することができない場合」として手續を行うときには、「説明会開催不能報告書」を提出してください。

## 7-2 「説明会を掲示により行う場合」について

### 1 「説明会を掲示により行う場合」とは

[施行規則11-2]

通常、法第6条第2項及び法附則第5条の変更届出の場合、届出を行った日から2か月以内に、法第7条の規定による「説明会」を開催しなければなりません。

しかし、変更内容が「周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない」と横浜市が確認した場合には、この説明会の開催を、店舗敷地内の見やすい場所及びインターネット上に、届出等の要旨を掲示することにより行うことができます。

届出		「通常の変更」の手續	「掲示による説明会」の手續
8か月間の変更制限[法6-4]		あり	あり
説明会の開催 手引7-1 [法7-1]		あり	<b>掲示により実施</b>
住民等の意見 [法8-2]		あり	あり
↓			
横浜市の意見／意見を有しない旨の通知 手引7-5 [法8-4]		あり	あり
「横浜市の意見」以降の手續		あり	あり

#### △注意

※「施設の運営方法に関する事項」（開店・閉店時刻等）の変更の場合、8か月間の変更制限はありません。

### 2 「説明会を掲示により行う場合」の手續

[要綱12]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないことの実事確認を行う必要があります。

必要に応じて、実事確認のための資料等の提出をお願いします。

実事確認の結果、「説明会を掲示により行う場合」として手續を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年○月○日	「説明会を掲示により行う場合」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないことの実事確認。	協議中・終了

### 3 掲示による説明会の方法について

[要綱12-2]

「説明会を掲示により行う場合」に該当する事実確認がされたときは、法第7条の説明会は、次の方法により掲示を行います。

方法	①・②・③のすべてを行います。 ①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるようにします（サービスカウンター等に設置します）。 ②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出（様式があります。大きさはA3以上です。） ③インターネット上への標識掲出
掲示期間	変更届出書を提出した日から4か月間実施します。

#### △注意

※上記の方法により掲示を実施した場合、この掲示をもって法第7条第2項の規定による「説明会の開催の公告」とみなします。

※掲示は、変更届出書の提出日から開始しますので、届出前に掲示の準備を済ませてください。

#### ＜標識の様式・作成上の注意点＞

- \* 事前に標識案を提出し、確認を受けることもできます。
- \* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

### 4 「説明会開催計画書」の作成

[要綱11-7][要綱12-3]

説明会を掲示により行う場合も、説明会の開催（掲示）計画をまとめた「説明会開催計画書」の作成・提出をお願いします。

- 提出部数 1部（掲出標識の原稿（A4に縮小）、標識掲出場所を示す図面、閲覧書類の設置場所を示す図面を添付します。）
- 提出期限 変更届出書の提出にあわせて御提出ください。

#### ＜説明会開催計画書の様式・作成上の注意点＞

- \* 事前に計画書案を提出し、確認を受けることもできます。
- \* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

### 5 「説明会実施状況報告書」の作成

[要綱15-1]

掲示終了後、説明会（掲示）の実施状況をまとめた「説明会実施状況報告書」の提出をお願いします。

- 提出部数 1部（標識の掲出場所と閲覧書類の設置場所を示す図面、掲出状況を示す写真、掲出した標識（A4に縮小したもの）を添付します。）
- 提出期限 掲示終了後すみやかに（おおむね1～2週間程度）御提出ください。

#### ＜説明会実施状況報告書の様式・作成上の注意点＞

- \* 事前に報告書案を提出し、確認を受けることもできます。
- \* 作成にあっては、記載例をご確認ください。

## 7-3 横浜市が行う公告・届出書等の縦覧・意見書の受付

### 1 公告・届出書等の縦覧

[要綱7]

横浜市では、横浜市報に掲載することにより、公告を行います。

- ・届出概要の公告 [法 5-3] [法 6-3] [法 8-8]
- ・大型店廃止の届出の公告 [法 6-6]
- ・住民等の意見の概要の公告 [法 8-3]
- ・横浜市の意見の概要の公告 [法 8-6]
- ・横浜市の勧告の公告 [法 9-3]

### 2 届出書等の縦覧

[要綱8]

届出概要の公告の日から4か月間、「届出書・添付書類の縦覧」を行います。

#### (1) 縦覧場所

横浜市経済局商業振興課

出店所在地の区役所区政推進課（新設[法 5-1]の場合のみ）

#### (2) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで（土曜日・休日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

※公告の日から4か月後にあたる日が土曜日・休日・祝日に該当する場合、その翌開庁日までです。

### 3 意見書の受付

[法8-2][法8-3][要綱16]

住民その他、大型店周辺地域の生活環境保持のために店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する方は、届出の公告のあった日から4か月以内に、横浜市に対して意見を述べるすることができます。

述べられた意見は、その概要を公告し、公告の日から1か月間意見書の縦覧を行います。

※ 法に基づき意見を述べることができる範囲は、大型店の計画について「周辺的生活環境の保持という見地」からの意見とされています。（経済環境の観点からの意見は述べるできません） [法8-2]

※ 提出された意見のうち、明らかに個人情報の保持・公序良俗に反すると認められるものについては、意見の全部または一部について公告・縦覧を行わないことがあります。 [要綱17]

#### (1) 意見書の様式

ホームページからダウンロードできます。

#### (2) 意見書の提出先及び提出方法

横浜市経済局商業振興課

郵送又は直接窓口に提出してください。

#### (3) 意見書の縦覧

意見概要の公告の日から1か月間、「意見書の縦覧」を行います。縦覧の時間・場所は、届出書の縦覧に準じます。

## 7-4 意見書に対する見解書

設置者は、意見書が提出された場合は、意見書に対する「設置者（届出者）の見解書」を作成し、横浜市へ提出していただきます。 [要綱 17 の 2]

見解書は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません。横浜市経済局ホームページに掲載することがあります。

## 7-5 横浜市の意見／意見を有しない旨の通知

横浜市は、届出から8か月以内に、提出された届出書・添付書類（説明書）の内容をもとに、住民等の意見、指針・市基準を考慮し、横浜市の意見[法8-4]の有無及び内容の決定をします。

### 1 横浜市の意見 [法8-4] [法8-6] [要綱18-3]

横浜市が意見を述べる場合、「横浜市意見の通知」[要綱様式第13]により大型店設置者に通知します。なお、横浜市の意見については、その概要を公告し、公告の日から1か月間意見の縦覧を行います。

### 2 意見を有しない旨の通知 [法8-4] [法8-5] [要綱18-3]

横浜市が、大型店の届出に対し意見を有しない場合、「意見を有しない旨の通知」[要綱様式第14]により大型店設置者に通知します。

横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法手続は終了し、大型店の設置者は届出から8か月以内であっても大型店を開店（設置）することができます。

横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、法に基づく公告・縦覧の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて意見を有しない旨の通知を行った旨を掲載します。

なお、開店日が確定次第、横浜市への報告をお願いします。

## 7-6 変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知

横浜市の意見の通知を受けた場合、大型店の設置者は意見の内容を踏まえ、指針・市基準で求める配慮事項について再度検討し、次の1～3のいずれかの方法により届出・通知を行います。また、通常の8か月制限と別に、開店（変更）の制限を受けます。 [法8-9]

＜新設の場合＞

届出・通知を行った後2か月間は大型店を開店（設置）できません。

＜変更の場合＞

「大型店の新設をする日（法第6条第2項の場合のみ）」・「大型店内の店舗面積の合計」・「大型店の施設の設置に関する事項」の変更に係る届出（添付書類変更の通知・届出事項を変更しない旨の通知）の場合、届出・通知を行った後2か月間は変更できません。

### △注意

※対応策の検討・届出（通知）の作成にあたっては、関係局課と十分な調整を図ってください。

＜新設の場合＞

原則として、届出・通知後2か月間は、1,000㎡以下であっても店舗の一部を先行して開店することはできません。ただし、既存店舗（1,000㎡以下）が増床することにより大型店となる場合は、届出前から営業している部分については引き続き営業することができます。

＜変更の場合＞

大型店の施設の運営方法に関する事項の変更の場合、届出・通知後2か月間の変更制限はありません。

### 1 変更する場合 [法8-7] [法8-8]

再検討の結果、届出事項（[法5-1][施行規則3]に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」により届出書を作成し、提出してください。

### 2 添付書類を変更する場合 [要綱19]

再検討の結果、届出事項（[法5-1][施行規則3]に掲げる各項目）は変更せず、添付書類（[施行規則4-1]に掲げる各項目）のみを変更する場合は、「添付書類変更通知書」により通知書を作成し、変更前・変更後の当該添付書類（説明書）を添えて提出します。

添付書類変更の通知は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません。横浜市経済局ホームページにて通知のあった旨を掲載し、閲覧希望者には通知の公開を行います。

△注意

- ※「添付書類変更通知書」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても横浜市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。
- ※添付書類変更の通知は、法では「届出事項の変更」に該当しないため、法第8条第7項の「届出事項を変更しない旨の通知」の扱いとなります。 [要綱19-2]

### 3 届出事項を変更しない場合

[法8-7][要綱21]

再検討の結果、届出事項（[法5-1][施行規則3]に掲げる各項目）・添付書類（[施行規則4-1]に掲げる各項目）ともに変更しなくとも横浜市の意見の内容を十分反映できる場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」により届出事項を変更しない旨の通知を作成し、提出します。

届出事項を変更しない旨の通知は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません。横浜市経済局ホームページにて通知のあった旨を掲載し、閲覧希望者には通知の公開を行います。

△注意

- ※「届出事項を変更しない旨の通知」には、届出事項・添付書類の変更を行わなくとも当該大型店の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付します。 [要綱21-2]
- ※「届出事項を変更しない旨の通知」の提出にあたっては、届出事項・添付書類を変更しなくとも横浜市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

### 4 提出部数

「1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について」をご覧ください。

## 7-7 横浜市の勧告／勧告を行わない旨の通知

横浜市は、届出・通知から2か月以内に、提出された届出書（通知書）・添付書類（説明書）の内容をもとに、指針・市基準を考慮し、横浜市の勧告の有無及び内容の決定をします。

#### 1 横浜市の勧告

[法9-1] [法9-3] [要綱22-3]

横浜市が勧告を行う場合、大型店設置者に通知し、その内容を公告します。

#### 2 勧告を行わない旨の通知

[要綱22-3]

横浜市が、勧告を行わない場合、「勧告を行わない旨の通知」により大型店設置者に通知します。勧告を行わない旨の通知を受理した場合、その通知をもって法手続は終了します。横浜市が勧告を行わない旨の通知について、法に基づく公告の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて通知を行った旨を掲載します。

#### 3 開店・変更の制限

[法8-9]

##### (1) 新設の場合

勧告を行わない旨の通知を受けた場合であっても、7-6の届出・通知を行った日から2か月経過するまでの間は大型店を開店（設置）することができません。開店日が確定次第、横浜市への報告をお願いします。

##### (2) 変更の場合

勧告を行わない旨の通知を受けた場合であっても、7-6の届出・通知を行った日から2か月経過するまでの間は届出事項の変更をすることはできません。「大型店の施設の運営方法に関する事項」の変更の場合、届出・通知後2か月間の変更制限はありません。

## 7-8 変更の届出／添付書類変更の届出

横浜市の勧告の通知を受けた場合、大型店の設置者は勧告の内容を踏まえて出店計画を再度検討し、次の1・2のいずれかの方法により必要な届出を行います。対応策の検討・届出（通知）の作成にあたっては、経済局窓口やその他関係局課と十分な調整を図ってください。なお、2か月を経過しても届出・連絡のない場合、「横浜市の勧告に従わない」ものとみなし、公表に向けた手続に入ることがあります。〔要綱 25-2〕

### 1 変更の届出

[法9-4] [法9-5]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」により届出書を作成し、提出します。添付書類（説明書）は当該変更に係る部分について、記載内容を変更したものを提出します。

横浜市は、変更届出書提出後、届出の概要を公告し、公告の日から4か月間届出書・添付書類の縦覧を行います。

### 2 添付書類変更の届出

[要綱23]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目）は変更せず、添付書類（[施行規則 4-1]に掲げる各項目）のみを変更する場合は、「添付書類変更届出書」により届出書を作成し、変更前・変更後の当該添付書類（説明書）を添えて提出します。

添付書類変更の届出は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません。横浜市経済局ホームページにて通知のあった旨を掲載し、閲覧希望者には届出の公開を行います。

#### △注意

- \* 「添付書類変更届出書」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても横浜市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

### 3 届出・連絡の期限及び提出部数

大型店の設置者は、横浜市が勧告の通知を行った日から2か月以内に届出を行うか、届出が間に合わないときは経済局窓口にて、その旨の連絡を書面により行ってください。提出部数は「1-6 各手続に伴う届出書類及び提出部数について」をご覧ください。

## 7-9 公表／公表を行わない旨の通知

横浜市は、提出された届出書・添付書類（説明書）の内容をもとに、横浜市の勧告〔法 9-1〕の内容を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表〔法 9-7〕の有無の決定をします。

### 1 横浜市の勧告を適正に反映している旨の通知（公表を行わない旨の通知）

[要綱26]

届出の内容が横浜市の勧告を適正に反映している場合、横浜市は、「勧告を適正に反映している旨の通知」により大型店設置者に通知します。

横浜市が勧告を適正に反映している旨の通知を行った場合、その通知をもって法手続は終了し、大型店の設置者は大型店を開店（設置）又は届出事項の変更をすることができます。

横浜市が勧告を適正に反映している旨の通知を行った場合、法に基づく公告の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて勧告を適正に反映している旨の通知を行った旨を掲載します。

## 2 公表

[法9-7][要綱27]

### (1) 意見の聴取

[要綱 27-1]

届出の内容が横浜市の勧告を適正に反映していない場合、または届出を行わないなどにより横浜市の勧告に従わない場合、大型店の設置者に対して書面により意見の聴取を行いますので、意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。なお、大型店の設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、大型店の設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

### (2) 公表の決定

[要綱 27-2]

横浜市は、7-8の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表[法9-7]の有無の決定をします。横浜市が公表を行う場合、公表を行う旨の通知により大型店設置者に通知します。

横浜市による公表は、次の方法により行います。

[要綱27-4]

- 横浜市報による公告
- 報道機関への資料配付
- その他市長が適当と認める方法（横浜市経済局ホームページへの掲載など）

### (3) 公表後の変更届出について

[要綱 27-6]

横浜市が公表を行ったのち、大型店設置者が7-8の届出に準じて届出事項の変更の届出を行い、その内容が横浜市の勧告を適正に反映しているものであると認められる場合には、報道機関への資料配付その他の方法により、変更の届出が行われた旨の公表を行います。

## 7-10 開店日等の報告

新設の届出[法5-1]の法手続終了後、大規模小売店舗の開店する日が決まりましたら、報告をお願いします。

## 7-11 法手続終了後の店舗窓口担当者の選任

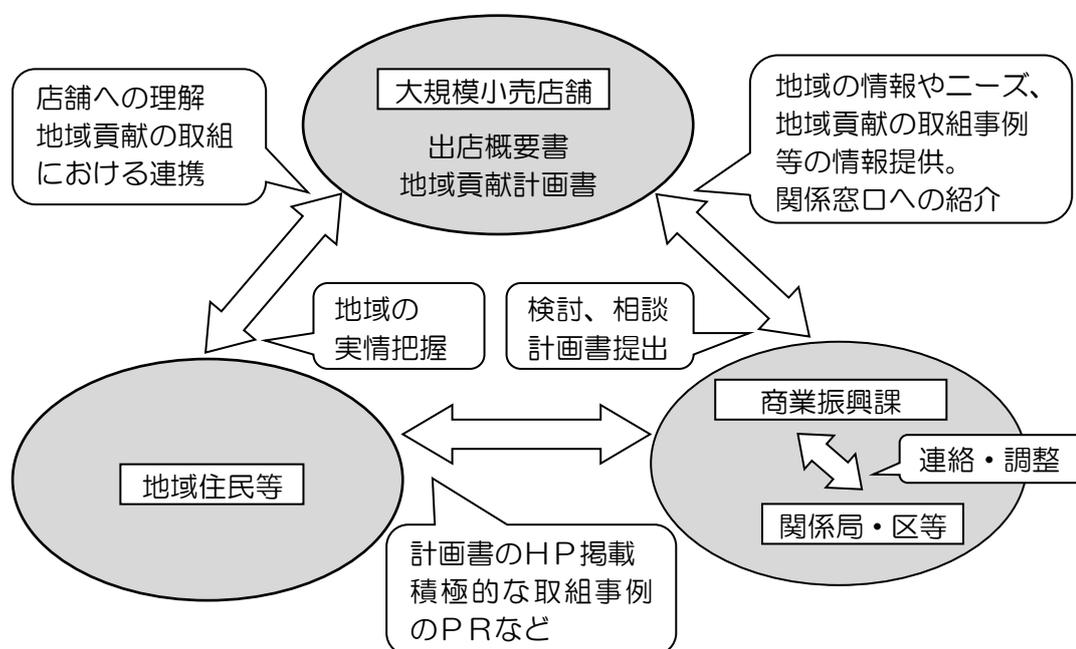
法手続終了後、届出書の内容（添付書類等を含む）どおりに、店舗運営を適正に行う必要があります（法10条）。届出の内容と著しく異なる場合、虚偽届出・虚偽記載となることもあります。届出書の内容を正確に把握・理解し、店舗従業員・出入業者（搬出入を行う運送業者等）に対して指導を行うことのできる立場の方（店長等）を「店舗運営管理者」として選任してください。

# 第8章 地域貢献に関する事項について

## 1 地域貢献について

大型店は、周辺住民に加え、広い地域から集客を図り、消費者の多様なニーズを満たす、人々の日常生活に欠かせない施設です。そのため、周辺地域の生活環境をはじめ、まちづくりや地域経済への影響も顕著であり、地域社会の一員として果たすべき役割は大きく、地域が抱える様々な課題解決に向けた地域貢献への取組が、地域住民等からも期待されています。また、大型店が、地域の実情に合った地域貢献を行っていくことは、快適で暮らしやすいまちづくりの実現につながると共に、店舗設置者にとっても、住民等からの信頼が得られ、継続して安定した事業展開をもたらすものと考えられます。そこで、大型店がより具体的に地域貢献に取組みやすい環境をつくることを目的に、関係区局との調整がしやすい仕組みをつくり、「地域貢献の取組内容」を例示していますので、参考にいただき、地域の実情に合った積極的な取組をお願いします。

## 2 地域貢献に関する調整の仕組み（イメージ）



## 3 計画書の提出について

大型店が行う地域貢献の取組に対して、地域住民等の理解や参加を促していくために、「地域貢献計画書」（以下「計画書」という。P48 参照）の提出（任意）を、お願いします。なお、計画書の提出の有無及び提出された内容については、大規模小売店舗立地法に基づく意見等の対象とはなりません。

- 対象 全ての大規模小売店舗（設置者又は小売業者）
- 提出時期 新設店舗：原則として、「事前説明書」の提出時に「地域貢献計画書(案)」、「届出書」の提出時に「地域貢献計画書」  
既存店舗：随時（提出時は、ご連絡ください。）
- 提出部数 1部
- 公表等 ご提出いただいた計画書は、経済局のホームページに掲載いたします。店舗におかれましても、店頭への掲示等、地域への積極的な情報提供をお願いします。

## 4 地域貢献の取組事例

### <分野1>

取組分野	項目	具体的内容の例
地域経済	地域商業活動の活性化に向けた取組への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域商業団体への加入・協力</li> <li>・地域商業団体が行うイベントへの参加及び協力</li> <li>・大型店施設の地域商業団体に対する利用開放への配慮</li> <li>・地域商業団体との共通販売促進（共通商品券、ポイントカードの発行等）</li> </ul>
	地域雇用確保への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の地域からの優先的採用</li> <li>・正社員採用への配慮</li> </ul>
	市内中小企業振興施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内中小企業者との優先的取引</li> <li>・市内中小企業の振興に関する施策への協力</li> </ul>
	地元の仕入れ拠点(市場)の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場関係者との関係強化の取組</li> <li>・生鮮食品等の市場を通じた仕入れの取組</li> <li>・地元/市場ブランド製品の活用</li> </ul>

### <分野2>

取組分野	項目	具体的内容の例
地域まちづくり・地域福祉	地域の祭り、行事等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭り、伝統行事、スポーツ・レクリエーション大会、文化活動等の各種行事への参加・協力、活動場所の提供等</li> <li>・地域の福祉保健に係る各種行事への参加・協力</li> </ul>
	地域のまちづくりに取り組む団体への協力 ※主にソフトに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりに取り組むNPO及びボランティア団体等への参加・協力、活動場所の提供等</li> <li>・地域の福祉保健活動及びボランティア団体への参加・協力、活動場所の提供等の協力</li> </ul>
	地域コミュニティ形成への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の交流を深めることができるコミュニティスペースの提供や地域情報発信の場の提供</li> </ul>
	地域まちづくり（まちのルールづくり等）への協力 ※主にハードに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が進める自主的なまちづくり（住環境の保全、商店街の賑わい形成、工場の操業環境の維持、地域資源の保全、魅力ある景観形成等）への協力</li> <li>・地区計画、建築協定、地域まちづくりルール・プラン等まちのルールやプランづくりへの協力と策定後の配慮</li> <li>・地域まちづくり活動団体への参加・協力</li> <li>・地域資源（歴史的景観・建造物、自然資源等）の保全</li> </ul>
	地域の買い物利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物弱者※に対する買い物利便性向上</li> </ul>
	高齢者にやさしいまちづくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買物支援等を通じた生活支援及び、日常的な見守りへの協力</li> <li>・見守り活動への協力（徘徊高齢者発見時の通報など）</li> </ul>

※買い物弱者：買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能の弱体化に伴い、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。特に高齢者が多く暮らす地域で見られ始めています。

<分野3>

取組分野	項目	具体的内容の例
こども・青少年	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、一時預かり施設等の設置</li> <li>・授乳室、乳幼児の遊び場等の設置</li> <li>・放課後児童クラブ等の設置</li> <li>・子育て家庭支援応援事業「ハマハグ」※への協賛登録</li> <li>・子育てイベントの連携協力（会場提供、ポスター掲示等）</li> </ul>
	児童虐待・DV防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止、DV（ドメスティック・バイオレンス）防止に係る広報・啓発事業（ポスター掲示、店舗チラシへの掲載、イベント会場の提供等）への協力</li> </ul>
	青少年の健全育成・自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万引き、非行防止に関する取組</li> <li>・若者の就労支援（インターンシップ）に関する協力</li> </ul>

※「ハマハグ」：子育て中の方（小学生以下の子どものいる家庭の方）、妊娠中の方が、ハマハグに協賛しているお店・施設で登録証を見せると、ちょっとした心配りから、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待まで、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられるしくみです。

<分野4>

取組分野	項目	具体的内容の例
健康・福祉	健康づくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒予防事業への協力（キャンペーンの会場提供、ポスター掲示、店舗チラシへの掲載等）</li> </ul>
	高齢者、障害者等に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者に分かりやすい商品案内等の配慮（拡大文字表示、音声案内、スタッフの店内同行等）</li> <li>・「濱ともカード※」事業への協賛協力</li> <li>・「優先駐車区画※」の設置及び駐車場マナーの周知協力</li> </ul>
	障害者、高齢者、母子家庭等の雇用促進及び労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用促進等に関する法律の基準を上回る雇用の促進</li> <li>・横浜市障害者就労支援センターにおいて実施する「職場実習事業」への協力</li> </ul>
	地域の障害者支援施設等の活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の障害者施設等で制作された物品等の販売への協力</li> </ul>
	就労訓練の機会の提供への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援法に基づく「就労訓練事業※」への協力</li> </ul>

※「濱ともカード」：

「濱とも協賛店」に提示すると、商品・入場料の割引など高齢者（65才以上）に優しいサービスを受けることができるカードで、高齢者の外出による社会参加を促すことを目的とした取組。

※「優先駐車区画」：

主に車いす使用者が利用する幅の広い駐車区画とは別に、移動が困難な方のために通常の駐車区画と同じ幅で出入口に近い位置に設置される区画のことで、想定される利用者は、心臓疾患や呼吸器疾患など内部障害のある方や妊産婦など。

優先駐車区画を設置する場合は、路面を緑に塗装し、対象者のピクトを掲示すること。

※「就労訓練事業」：

企業やNPO法人、社会福祉法人等が自主事業として、すぐに一般就労に就くことが困難な方、一般就労を行うための支援が必要な方に対して、就労訓練の場や支援つきの就労の場を提供していただく事業。

<分野5>

取組分野	項目	具体的内容の例
環境	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電、太陽熱利用設備等の設置</li> <li>高効率設備（照明、給湯器等）の設置</li> <li>過剰な照明の削減</li> <li>店舗内の空調温度の適切な設定</li> <li>電気自動車の充電設備の設置</li> </ul>
	生物多様性に関する取組の推進※	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保護に寄与することが認証された商品の積極的な販売等</li> </ul>
	水とみどりに関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化の推進（店舗敷地及び屋上、壁面など）</li> <li>雨水の地下浸透対策の推進（駐車場の透水性舗装や地下浸透施設の設置など）</li> <li>節水及び雨水の再利用</li> </ul>
	食と農に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元産品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置</li> <li>地産地消の普及啓発</li> </ul>
	資源循環に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市一般廃棄物処理基本計画のPR、取組の推進</li> <li>事業活動のあらゆる段階における、それぞれの業態に応じた3R+Renewableの取組を実施、利用者・購入者への取組の発信</li> <li>事業所等（複合施設を含む）における、販売した商品やその容器包装類などの自主回収・店頭回収の導入、質の高いリサイクルの実施</li> <li>自主回収リサイクルの実証実験としての場の提供</li> <li>横浜市と協力した環境学習・普及啓発の実施</li> </ul>
	生活環境に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷さばき場の屋内設置、インバーター方式など低騒音型設備機器の選択、及び屋外に向けたスピーカーの設置を控えるなどの騒音対策の実施</li> <li>悪臭、光害（屋外照明など）対策の実施</li> <li>エコドライブの実践及び電気自動車、低公害車の導入</li> <li>アイドリングストップの呼びかけ</li> <li>店舗への搬出入車両の集約化による車両台数の抑制</li> </ul>
	その他環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域美化活動の実施（清掃、ポイ捨て防止啓発など）</li> <li>環境教育の場や機会等の提供</li> <li>環境に関する広報、啓発活動への協力</li> <li>環境活動や環境活動団体への協力・支援</li> <li>事業活動におけるグリーン購入の推進</li> </ul>

※生物多様性に関する取組の推進：

生物多様性がもたらす自然の恵みに支えられ、また影響を与えている事業活動において、生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていくための積極的な取組が期待されています。

<分野6>

取組分野	項目	具体的内容の例
道路交通	地域の美化活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と協働した道路の美化活動への参加及び活動への協力</li> <li>放置自転車対策の取組への協力</li> </ul>
	周辺交通環境改善への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全対策の実施及び活動への協力</li> <li>交通安全対策キャンペーンの取組への参加・協力</li> </ul>
	道路環境改善への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者にやさしい道路環境改善への協力</li> </ul>
	その他交通対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>パークアンドライド事業への協力</li> <li>コミュニティバスの運行等への協力</li> <li>路線バスのバス停設置などの協力</li> <li>自動二輪車駐車場の受入への協力</li> <li>渋滞の頻発する地域における車以外の来店を促す対策の実施</li> <li>シェアサイクルポートの設置への協力</li> </ul>

<分野7>

取組分野	項目	具体的内容
防災・防犯	災害時における協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時における津波避難者や帰宅困難者への施設等の提供</li> <li>「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者への登録及びその取組の推進</li> <li>本市からの食料品、衣料品、及び日用品等の生活必需物資の供給協力（協定締結等）</li> <li>営業継続による安定した物資供給（業務継続計画の策定等）</li> <li>救助活動、応急復旧活動等の地域住民と連携した活動への参加</li> <li>ボランティア活動団体等への支援</li> <li>災害ボランティア活動への従業員の派遣</li> </ul>
	地域防災活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練等への積極的な参加及び協力</li> <li>消防団、火災予防協会等の地域の消防活動団体への積極的な参加及び協力</li> <li>地域との防災協定等の締結</li> <li>火災予防運動への参加及び協力</li> <li>AEDの設置</li> <li>従業員の救命講習受講の促進</li> <li>救急に関するイベントのスペース提供</li> </ul>
	防犯対策における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども（児童）の見守り活動への協力</li> <li>「子ども110番の家」への登録</li> <li>防犯キャンペーンへの参加、協力</li> <li>店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報体制の確保</li> <li>迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立</li> <li>見通しを確保した商品陳列</li> <li>防犯カメラの設置（店舗内、駐車場等）</li> <li>警備員又は従業員による定期的巡回の実施</li> <li>サイクルラックの設置等駐輪場の整備</li> <li>深夜営業時における警備の強化（警備員の巡回）</li> <li>営業時間外における駐車場出入り口の施錠</li> <li>適切な照明の設置</li> </ul>

防災・防犯	防災・災害情報の提供	・防災情報Eメールで発行される大雨警報、光化学スモッグ注意報発令時などの来店者への情報提供
-------	------------	---

<分野8>

取組分野	項目	具体的内容の例
その他	積極的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の生活環境への配慮や地域貢献活動等に関する、積極的な情報提供</li> <li>・大規模改修時（テナント入替等）に関する、早期の情報提供</li> </ul>
	プロモーション活動等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政情報に関する情報発信への協力（掲示板における広報等の掲示など）</li> </ul>
	地域貢献活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献活動担当部署の設置等、実施体制の整備</li> <li>・地域貢献活動窓口の設置や地域との継続的な対話の実施</li> <li>・地域との協働による地域貢献活動の実施</li> </ul>

5 地域貢献計画書（今後取組予定の内容も含めて記載してください）

年 月 日

地域貢献計画書

・設置者又は小売業者からの提出をお願いします。  
 ・地域貢献についての問い合わせ窓口（会社名、部署名、電話番号）の記載をお願いします。  
 ・商業振興課のHPに掲載しますので、担当者名は記載しないでください。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
 住所  
 地域貢献担当窓口

店舗名称 \_\_\_\_\_  
 店舗所在地 \_\_\_\_\_

・大規模小売店舗内の複数の小売業者のうち、一者に関わる地域貢献計画を提出いただく場合は、大規模小売店舗の名称〇〇〇店に続けて、括弧書きで当該小売業者の店舗名称(△△店)を記載してください。  
 例：店舗名称 〇〇〇店 (△△店)

【地域貢献に対する方針】  
 （地域貢献に対する御社の企業理念等があれば記載してください。）

【地域貢献の取組内容】  
 （御社・各店舗において、取り組んでいる（予定を含む）地域貢献の具体的内容を記載してください。）

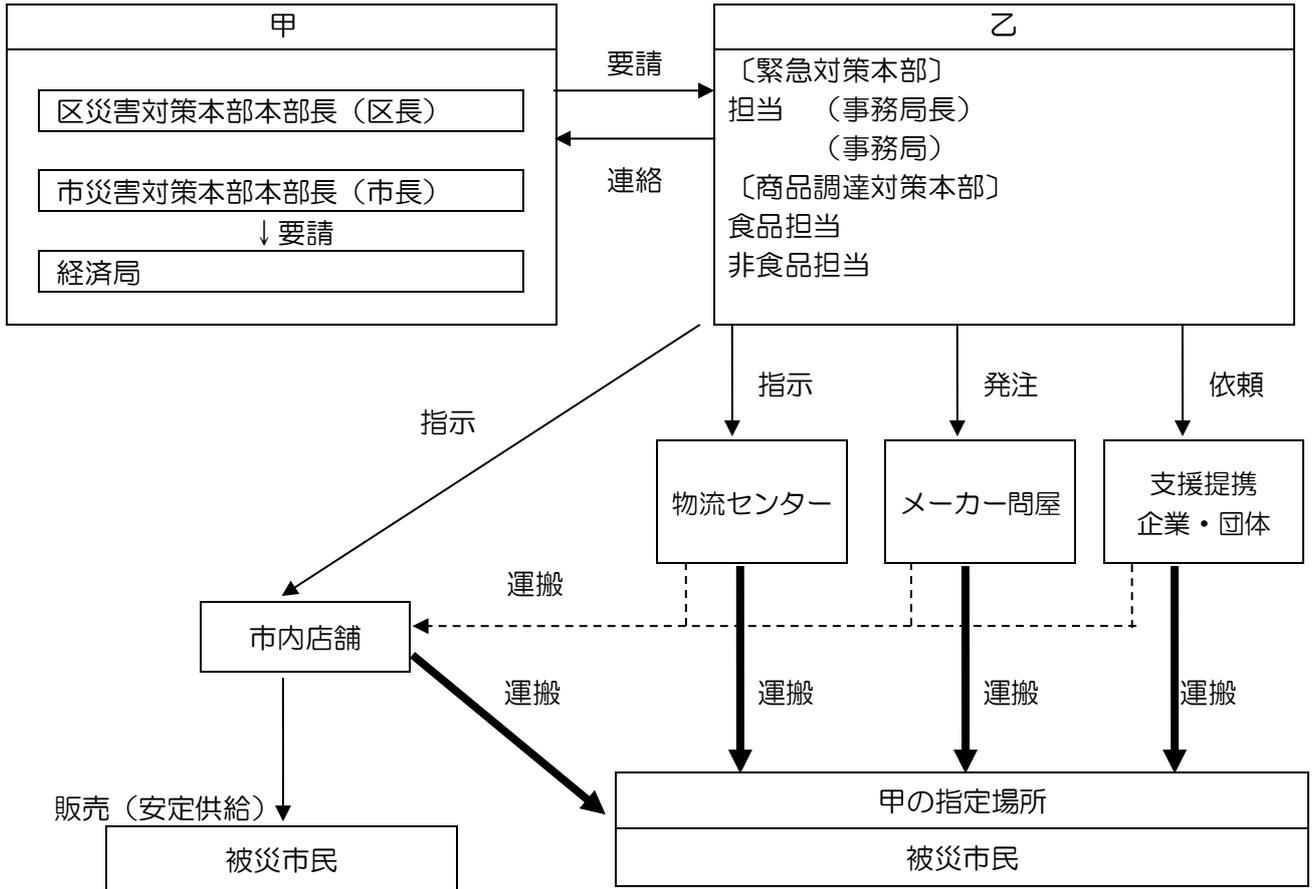
取組分野	項目	具体的内容
（記入例） 地域経済	・地域商業活動の活性化に向けた取組への協力	・地域商業団体へ加入をします。 ・地域商業団体が行う〇〇イベントに参加します。 .....
地域まちづくり・ 地域福祉	・地域の祭り、行事等への協力	・地域の〇〇祭りに参加します。 ・地域の福祉保健に係る行事(〇〇〇〇)に参加します。 .....

・全ての取組を記載する必要はありません。  
 ・特色のある取組を中心に記載してください。

# 第9章 関係資料集

## 9-1 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定

- 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」とは  
地震・風水害等の災害が発生した際の、市民生活の早期安定を図るために、食料品・衣料品・日用品等の「生活必需物資」の供給に関する協定を締結し、災害時の協力を要請するものです。
- 災害時生活必需物資供給等の要請フロー



- 甲の指定する業者、又は乙が生活必需物資を甲の指定場所へ運搬する経路
- - - - -> 乙が安定供給を図るために生活必需物資を市内店舗へ運搬する経路

3 「生活必需物資」とは（例示）

～表の品目は例示であり、実際は発生時の季節・災害の状況により変わることがあります。

段階 想定	第 1 段階 電気・ガス・水道ストップ	第 2 段階 電 気 復 旧	第 3 段階 水 道 復 旧			
期間	災害当日～3日		4日～6日	7日～		
品 目	取扱	品 目	取扱	品 目	取扱	品 目
		パン(菓子) 牛乳(LL) レトルト食品(ごはん) 缶詰(イヅ-オフソ) 粉ミルク 果物(バナナ) ハム・ソーセージ ウーロン茶(缶) ミネラルウォーター 紙コップ・紙皿 箸 ほ乳びん カセットコンロ ガスボンベ なべ ウェットティッシュ トイレトペーパー 紙おむつ ほうたい 消毒薬 懐中電灯 携帯ラジオ 電池 軍手 ポリバケツ 液体ミルク	弁当 パン(調理) ごはん 牛乳(LL) レトルト食品(ごはん) 缶詰(イヅ-オフソ) 粉ミルク 切り餅 カップ麺 インスタント味噌汁 野菜、果物ジュース 清涼飲料水 タオル ウェットティッシュ 生理用品 ドライシャンプー 下着・靴下 トレーニングウェア 産着 水歯磨き ガムテープ ホイル・ラップ 液体ミルク	食パン 米 めん類 肉・野菜 レトルト食品(おかず) バター・ジャム 緑茶・紅茶・コーヒー みそ・醤油 菓子 石鹸 洗面用具 洗濯用具 ほうき 洗剤 包丁・食器・なべ マスク 靴 歯磨き・歯ブラシ 裁縫セット 寝具 文房具 液体ミルク		

季節 品	使い捨てカイロ(冬) 毛布(冬) 殺虫剤(夏)	防寒具(冬) 雨具(雨期) 扇風機(夏) 氷(夏)	
---------	-------------------------------	------------------------------------	--

## 4 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、横浜市(以下「甲」という)と株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料品、衣料品、及び日用品等の生活必需物資(以下「生活必需物資」という。)の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動及び要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が横浜市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害時において甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬等に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 供給協力品目及び供給協力の内容は、別紙のとおりとする。

(要請手続)

第4条 乙に対する甲の要請手続は、出荷要請書(第1号様式)をもって経済局が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙の要請の経路等は、別紙のとおりとする。

(運搬)

第5条 生活必需物資の運搬については、甲が指定する者に要請するものとする。ただし、必要に応じて、甲が乙に要請するものとする。

2 生活必需物資の運搬先は、原則として、甲が指定する場所とする。

(経費の負担)

第6条 前条により乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(商品の価格等の決定)

第7条 甲が負担すべき商品の価格は、前条の規定により保有商品の供給及び運搬後、乙の提供する出荷確認書(第2号様式)等に基づき、甲乙両者協議の上、合理的で妥当な価格をもって決定するものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活必需物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、それに協力するものとする。

(災害時における相互の情報提供等)

第9条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡を取るよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(平常時の協定内容の周知等)

第10条 甲及び乙は、平常時からその従業者等に対して本協定の趣旨及び手続等の周知に努めるものとする。

2 甲及び乙は、次の事項について、常に点検、改善に努めるものとし、また、定期的に調査研究及び意見交換等を行い、災害時に備えるものとする。

(1) 連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について

(2) 生活必需物資の迅速な調達及び運搬方法について

(3) 生活必需物資の安定供給確保について

(4) その他災害時における供給協力について

3 乙は、連絡先の変更その他の協力内容の変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、協力関係の確認を図るため、定期的に供給物資の品目、数量等及び協力内容等の事項について乙に報告を求められることができる。

(災害時の支援体制の整備)

第11条 乙と提携している団体・企業等がある場合は、乙は災害時における相互の支援が行える体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

(施行期日)

第13条 この協定は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

2 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長

印

乙

印

---

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引

平成12年4月	初版発行
平成12年6月	第2版発行
平成12年8月	第3版発行
平成13年6月	第4版発行
平成15年5月	第5版発行
平成17年10月	第6版発行
平成18年4月	第7版発行
平成23年5月	第8版発行
平成23年8月	第9版発行
平成25年6月	第10版発行
平成26年12月	第11版発行
平成28年6月	第12版発行
平成30年4月	第13版発行
令和元年7月	第14版発行
令和3年6月	第15版発行
令和4年12月	第16版発行
令和6年4月	第16版(一部改正)発行
令和6年7月	第17版発行
令和6年10月	第17版(一部改正)発行

■  
横浜市経済局商業振興課

■  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

tel.045 (671) 3488 fax.045 (664) 9533

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/ritihou/>

